

令和3年度 第1回静岡県医療審議会

日時：令和3年8月25日(水) 午後4時～午後6時
場所：ホテルアソシア静岡 3階 駿府
(静岡市葵区黒金町56)

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 副会長の選任
 - (2) 第8次静岡県保健医療計画の中間見直し
 - (3) 地域医療連携推進法人の認定
(法人名：静岡県東部メディカルネットワーク)
- 3 報告事項
 - (1) 国の医師労働時間上限規制について
 - (2) 地域医療連携推進法人について
(法人名：ふじのくに社会健康医療連合)
 - (3) 地域医療構想の推進状況
 - (4) 地域医療介護総合確保基金
 - (5) 疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関
の変更
 - (6) 新型コロナウイルス感染症への対応
- 4 閉 会

令和3年度第1回 静岡県医療審議会 座席表

(日時:令和3年8月25日(水) 午後4時～午後6時 場所:ホテルアソシア静岡 3階 駿府)

紀平会長
県医師会
会長

勝俣委員
県議会厚生委員会
副委員長

	奈良 健康福祉部 参事		石田 健康福祉 部長		鈴木 健康福祉部 理事		後藤 医療局長
--	-------------------	--	------------------	--	-------------------	--	------------

	松林 疾病対策 課長		増田 医療人材 室長		井原 地域医療 課長		高須 医療政策 課長(司会)
--	------------------	--	------------------	--	------------------	--	----------------------

							報道席
--	--	--	--	--	--	--	-----

事務局(WEB参加)								
田中 健康局長	後藤 健康福祉部 参事	加藤 長寿政策 課長	森下 障害福祉課 精神保健 福祉室長	櫻井 感染症対策 課長	米山 新型コロナ ウイルス 対策課長	藤野 健康政策課 長	藤森 地域包括 ケア推進 室長	堀川 薬事課長

参考人(WEB参加)
順天堂大学
医学部附属静岡病院
佐藤院長

静岡県医療審議会委員名簿

(任期：～令和3年8月31日)
 (◎会長 ○副会長) ※副会長不在

区分	氏名	所属団体名・役職名	備考	出欠	参加方法	
					会場	WEB
医師・ 歯科 医師・ 薬剤師	◎ 紀平 幸一	静岡県医師会会長		○	○	
	徳永 宏司	静岡県医師会副会長		○		○
	勝呂 衛	静岡県医師会副会長		○		○
	小林 利彦	静岡県医師会副会長		○		○
	木本 紀代子	静岡県医師会会員		○		○
	谷口 千津子	静岡県医師会会員		○		○
	毛利 博	静岡県病院協会会長		○		○
	荻野 和功	静岡県病院協会副会長		○		○
	伊藤 恵利子	静岡県病院協会参与		○		○
	山岡 功一	静岡県精神科病院協会副会長		○		○
	大松 高	静岡県歯科医師会会長	新任	○		○
	大内 仁之	静岡県歯科医師会専務理事		○		○
	松田 美代子	静岡県歯科医師会理事	新任	○		○
	石川 幸伸	静岡県薬剤師会会長		○		○
	山口 宜子	静岡県薬剤師会常務理事		○		○
受療者	小野 達也	静岡県市長会（伊東市長）	新任	○		○
	太田 康雄	静岡県町村会（森町長）		○		○
	田中 弘俊	健康保険組合連合会静岡連合会	新任	○		○
	長野 豊	全国健康保険協会静岡支部長		○		○
	石田 友子	認知症の人と家族の会静岡県支部 代表		○		○
	島田 久美子	しずおか女性の会会員		○		○
学識 経験者	今野 弘之	国立大学法人浜松医科大学学長		○		○
	渡邊 昌子	静岡県看護協会会長		○		○
	勝俣 昇	静岡県議会厚生委員会副委員長	新任	○	○	
	山本 たつ子	静岡県社会福祉協議会理事	新任	○		○
	上野 桂子	静岡県訪問看護ステーション協議会副会長		○		○
	木苗 直秀	静岡県立大学特別顧問・静岡県教育委員会教育長		○		○
	大須賀 伸江	静岡新聞社編集局社会部記者		○		○
	鈴木 みちえ	順天堂大学保健看護学部客員教授		○		○
中村 眞澄	特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会理事		○		○	

令和3年度 第1回静岡県医療審議会資料 目次

<議題>

資料1：副会長の選任	1
資料2：第8次静岡県保健医療計画の中間見直し	2
資料2-1：第8次静岡県保健医療計画の中間見直し（概要・協議スケジュール・主な視点）	3
資料2-2：第8次静岡県保健医療計画の中間見直し（対照表）	5
資料2-3：第8次静岡県保健医療計画中間見直しの検討状況	7
資料2-4：第8次静岡県保健医療計画中間見直しの概要（項目別）	8
資料2-5：第8次静岡県保健医療計画中間見直しの素案 （肝炎・救急・災害・へき地・周産期・小児）	（別冊）
資料3：地域医療連携推進法人の認定	25
資料3-1：地域医療連携推進法人の認定	26
資料3-2：医療連携推進法方針	31
資料3-3：一般社団法人静岡県東部メディカルネットワーク定款	33
資料3-4：順天堂大学医学部附属静岡病院 佐藤病院長略歴	44
資料3-5：地域医療連携推進法人（概要）	45
資料3-6：地域医療連携推進法人関係法令（抜粋）	（別冊）

<報告>

資料4：医師の労働時間上限規制について	46
資料5：地域医療連携推進法人の認定結果	52
資料6-1：第1回地域医療構想調整会議における主な意見	53
資料6-2：令和2年度病床機能報告の集計結果の状況	54
資料7：地域医療介護総合確保基金（医療分）	59
資料8：疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関	60

※「報告（6）新型コロナウイルス感染症への対応」の資料は会議当日配付

第1回静岡県 医療審議会	資料 1	議題 1
-----------------	---------	---------

副会長の選任

本審議会の副会長であった土屋源由委員の辞任に伴い、後任の副会長を、医療法施行令第5条の18第4項及び静岡県医療審議会運営規程第2条第2項の規程に基づき、委員の互選により選任するものである。

第1回静岡県 医療審議会	資料 2	議題 2
-----------------	---------	---------

第8次静岡県保健医療計画の中間見直し

第8次静岡県保健医療計画の中間見直しにおいて、策定スケジュールや6疾病5事業等の見直しを検討している項目の検討内容について御意見いただくものである。

第8次静岡県保健医療計画の中間見直し

(医療局医療政策課)

1 医療計画の中間見直しについて

都道府県は医療法の規定に基づき、医療計画の計画期間の中間である3年ごとに、調査、分析及び評価等を行い、必要があると認めるときは、医療計画を変更する。

2 第8次静岡県保健医療計画（現行計画）の概要

計画期間	2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間（3年経過後に見直し） ※中間見直しは2020年度（令和2年度）に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策を優先するため、2021年度（令和3年度）に期限を延長
2次保健医療圏	入院医療の提供体制を確保するための一体の区域（県下8医療圏）
基準病床数 病床整備の上限値	療養病床及び一般病床 26,720床（8圏域） 精神病床 5,388床（県全圏域） 結核病床 82床（県全圏域） 感染症病床 48床（県全圏域）
医療連携体制 の構築	6疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患） 5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）） 在宅医療（訪問診療の促進、訪問看護の充実、歯科訪問診療の促進、かかりつけ薬局の促進、介護サービスの充実）
圏域別計画	医療資源や住民の健康状態等は圏域ごとに実状が異なることから、地域の状況に応じて、6疾病5事業及び在宅医療に関する圏域別の計画を策定。
その他	団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた取組、 医療機関の機能分担と相互連携、地域包括ケアシステムの構築 ほか

3 第8次静岡県保健医療計画中間見直し協議スケジュール

- ・在宅医療は、長寿社会保健福祉計画と整合性を保つため、令和2年度中に見直しを実施済
- ・在宅医療以外の項目については、令和3年3月の協議時点では令和3年中の見直しを予定していたが、各専門会議での見直し案に対する協議時間を十分に確保するため、最終案の審議は今年度末開催予定の第3回での審議に予定を変更する。

区分	医療計画中間見直し				備考
	骨子案 素案（一部）	素案	パブリック コメント 関係団体法 定意見聴取 （1月）	最終案	
医療対策 協議会	第1回 （7/26）	第2回 （11/24）		第3回 （3/11）	（各疾病・事業等） 各種専門協議会等 において検討 （各圏域） 地域医療構想調整会 議等において検討
医療審議会	第1回 （8/25）	第2回 （12/22）		第3回 （3/22）	

4 中間見直しの主な視点（疾病事業等）

①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた見直し

- ・ 5 疾病 5 事業及び在宅医療の必要となる医療機能と指標

〔 循環器病対策基本法を踏まえた脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患に関する医療体制の見直し
小児の訪問診療を実施している診療所・病院数、成育過程を踏まえた医療提供体制の検討 〕

※ 2 次保健医療圏の設定、基準病床数は見直しを行わない。

②感染症対策

- ・ 国においては次期計画（2024 年度～2029 年度）から「事業」に追加することとしている。
- ・ 本県においては、新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症以外の新興・再興感染症が発生することを見据えて、必要な医療提供体制について、検討する。

③関連する他計画との整合

- ・ 令和 3 年度に実施される静岡県総合計画の見直しに併せて、数値目標を総合計画の指標と連動させている項目等を見直す。
- ・ 現行計画策定後に策定した分野別計画との整合を図る。

④本県の現状を踏まえた見直し

- ・ 保健医療計画の数値目標に対する進捗状況を踏まえ、改善傾向が見られない項目については、その要因を分析した上、取組内容等を見直し、計画に反映する。
- ・ 計画策定時から状況変化しているものについて、時点更新する。

対 照 表

第1回静岡県
医療審議会

資料
2-2

議題
2

第8次静岡県保健医療計画目次

第8次静岡県保健医療計画(中間見直し)目次(案)

<全県版>

第1章 基本的事項 第1節 計画策定の趣旨 第2節 基本理念 第3節 計画の位置付け 第4節 計画の期間 第5節 2025年に向けた取組 第6節 地域包括ケアシステムの構築	●●●●→
第2章 保健医療の現状と課題 第1節 人口 第2節 受療動向 第3節 医療資源	●●●●→
第3章 保健医療圏 第1節 保健医療圏の設定の基本的考え方 第2節 保健医療圏の設定 1 2次保健医療圏 2 3次保健医療圏 第3節 基準病床数	
第4章 地域医療構想 第1節 構想区域 第2節 2025年の必要病床数、在宅医療等の必要量 第3節 実現に向けた方向性 第4節 地域医療構想の推進体制	●●●●→
第5章 医療機関の機能分担と相互連携 第1節 医療機関の機能分化と連携 第2節 プライマリケア 第3節 地域医療支援病院の整備 第4節 公的病院等の役割 1 公的病院等の役割 2 公立病院改革への対応 3 県立病院 (1) 県立静岡がんセンター (2) 地方独立行政法人静岡県立病院機構 第5節 医療機能に関する情報提供の推進 第6節 病床機能報告制度	●●●●→
第6章 疾病又は事業ごとの医療連携体制の構築 第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制 第2節 疾病 1 がん 2 脳卒中 3 急性心筋梗塞 4 糖尿病 5 肝炎 6 精神疾患 第3節 事業 1 救急医療 2 災害時における事業 3 へき地の医療 4 周産期医療 5 小児医療(小児救急医療を含む。) 第4節 在宅医療 1 在宅医療の提供体制 2 在宅医療のための基盤整備 (1) 訪問診療の促進 (2) 訪問看護の充実 (3) 歯科訪問診療の促進 (4) かかりつけ薬局の促進 (5) 介護サービスの充実	●●●●→
第7章 各種疾病対策等 第1節 感染症対策 第2節 結核対策 第3節 エイズ対策 第4節 難病対策 第5節 認知症対策 第6節 アレルギー疾患対策 第7節 臓器移植対策 第8節 血液確保対策 第9節 治験の推進 第10節 歯科保健医療対策	●●●●→
第8章 医療従事者の確保 第1節 医師 第2節 歯科医師 第3節 薬剤師 第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師) 第5節 その他の保健医療従事者 第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター 第7節 介護サービス従事者	●●●●→
第9章 医療安全対策の推進	

第1章 基本的事項 第1節 計画見直しの趣旨 第2節 計画の期間 第3節 中間見直し内容の概要及び位置付け	
第2章 保健医療の現状と課題 第1節 人口 第2節 受療動向 第3節 医療資源	
第3章 地域医療構想【R2年度見直し済】 第2節 在宅医療の必要量	▶
第4章 医療機関の機能分担と相互連携	
1 公的病院等の役割 ※新興感染症対策の検討を踏まえて記載	▶
第5章 疾病又は事業及び在宅医療ごとの医療連携体制の構築 第1節 疾病又は事業ごとの医療連携体制 第2節 疾病 1 がん 2 脳卒中 3 急性心筋梗塞 4 糖尿病 5 肝炎 6 精神疾患 第3節 事業 1 救急医療 2 災害時における事業 3 へき地の医療 4 周産期医療 5 小児医療(小児救急医療を含む。) 第4節 在宅医療【R2年度見直し済】 1 在宅医療の提供体制 2 在宅医療のための基盤整備 (1) 訪問診療の促進 (2) 訪問看護の充実 (3) 歯科訪問診療の促進 (4) かかりつけ薬局の促進 (5) 介護サービスの充実	
第6章 各種疾病対策等 第1節 新興感染症対策(追加) (第2節 結核対策) (第3節 エイズ対策) 第4節 その他の感染症 (第5節 難病対策) 第6節 認知症対策【R2年度見直し済】 第7節 地域リハビリテーション(新規)【R2年度見直し済】 ※アレルギー疾患対策 以下省略	▶
第7章 医療従事者の確保 第1節 医師(医師確保計画の反映) 第4節 看護職員(保健師・助産師・看護師・准看護師) 第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター	▶

第8次静岡県保健医療計画 目次

第10章 健康危機管理対策の推進
 第1節 健康危機管理体制の整備
 第2節 医薬品等安全対策の推進
 1 医薬品等の品質確保と適正使用の推進
 2 麻薬・覚せい剤等に対する薬物乱用防止対策
 第3節 食品の安全衛生の推進
 第4節 生活衛生対策の推進

第11章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進
 第1節 健康寿命の延伸
 1 県民の生涯を通じた健康づくり
 (1)健康経営の推進による健康づくり
 (2)特定健康診査・特定保健指導等の促進
 (3)食育による健康づくりの推進
 (4)たばこ対策の推進
 2 科学的知見に基づく健康施策の推進 ●
 第2節 高齢化に伴い増加する疾患等対策
 第3節 高齢者保健福祉対策
 第4節 母子保健福祉対策
 第5節 障害者保健福祉対策
 第6節 保健施設の機能充実 ●
 1 保健所(健康福祉センター)
 2 発達障害者支援センター
 3 精神保健福祉センター
 4 静岡県総合健康センター
 5 環境衛生科学研究所
 6 市町保健センター
 第7節 地域医療に対する住民の理解促進

第12章 計画の推進方策と進行管理
 第1節 計画の推進体制
 第2節 数値目標等の進行管理
 第3節 主な数値目標等 ●

第8次静岡県保健医療計画(中間見直し)目次 (案)

第8章 保健・医療・福祉の総合的な取組の推進

静岡社会健康医学大学院大学(追加)

1 保健所(健康福祉センター)
 ※新興感染症対策の検討を踏まえて記載

第9章 計画の推進方策と進行管理
 第3節 主な数値目標等

<2次保健医療圏版>

第1章 第8次静岡県保健医療計画と「2次保健医療圏版」
 1 「2次保健医療圏版」作成の趣旨
 2 「2次保健医療圏版」を作成する単位
 3 「2次保健医療圏版」の記載内容
 4 指標から見る各医療圏の状況

第2章 2次保健医療圏における計画の推進 ●
 1 賀茂保健医療圏
 2 熱海伊東保健医療圏
 3 駿東田方保健医療圏
 4 富士保健医療圏
 5 静岡保健医療圏
 6 志太榛原保健医療圏
 7 中東遠保健医療圏
 8 西部保健医療圏

第10章 2次保健医療圏における計画の推進
 1 賀茂保健医療圏
 2 熱海伊東保健医療圏
 3 駿東田方保健医療圏
 4 富士保健医療圏
 5 静岡保健医療圏
 6 志太榛原保健医療圏
 7 中東遠保健医療圏
 8 西部保健医療圏

第8次静岡県保健医療計画中間見直し 検討状況

項目		関連専門家会議	関連計画	見直し検討状況	素案	
第6章 疾病又は事業	第2節 疾病	1 がん	県がん対策推進協議会	第3次静岡県がん対策推進計画	【7月】協議会①(関連計画の中間評価協議) 【11月】協議会②(中間評価最終案協議、医療計画の素案に反映)	
		2 脳卒中	県循環器病対策推進協議会及び同脳卒中部会	県循環器病対策推進計画	【8月】協議会①(関連計画の素案協議) 【11月】協議会②(関連計画最終案協議、医療計画の素案へ反映)	
		3 心筋梗塞等の心血管疾患	県循環器病対策推進協議会及び同心血管疾患部会	県循環器病対策推進計画	【8月】協議会①(関連計画の素案協議) 【11月】協議会②(関連計画最終案協議、医療計画の素案へ反映)	
		4 糖尿病	糖尿病重症化予防対策検討会	—	【8月】県循環器病対策推進計画協議後、糖尿病にかかると見られる部分の見直しについて、検討会委員に意見聴取予定	
		5 肝炎	静岡県肝炎医療対策委員会	静岡県肝炎対策推進計画(第3期)	【3月】検討会で素案協議	○
		6 精神疾患	精神保健福祉審議会	第6期静岡県障害福祉計画	【10月】審議会①(素案協議) ※現在、審議会委員と骨子案からの修正について調整中	
	第3節 事業	1 救急医療	静岡県救急・災害医療対策協議会	—	【6月】協議会で素案協議	○
		2 災害時における事業	静岡県救急・災害医療対策協議会	—	【6月】協議会で素案協議	○
		3 へき地の医療	へき地医療支援計画推進会議	—	【6月】協議会で素案協議	○
		4 周産期医療	静岡県周産期・小児医療協議会	—	【6月】協議会で素案協議	○
5 小児医療(小児救急)		静岡県周産期・小児医療協議会	—	【6月】協議会で素案協議	○	
第7章 各種疾病	第1節 新興感染症対策	新型コロナウイルス感染症医療専門家会議	静岡県感染症・結核予防計画	現在、関連計画改定骨子を検討中(今後専門家会議で協議予定)		
	第4節 その他の感染症	新型コロナウイルス感染症医療専門家会議	静岡県感染症・結核予防計画	現在、関連計画改定骨子を検討中(今後専門家会議で協議予定)		
第8章 医療従事者確保	第1節 医師	医療対策協議会 医師確保部会	静岡県医師確保計画	現在、医療計画の見直し内容を検討中(今後専門家会議で協議予定)		
	第4節 看護職員	看護職員確保対策連絡協議会	—	【8月】協議会①(骨子案協議) 【10月】協議会②(素案協議)		
	第6節 ふじのくに医療勤務環境改善支援センター	ふじのくに医療勤務環境改善支援センター運営協議会	—	【6月】協議会①(骨子案協議済) 【10月】協議会②(素案協議)		

第8次静岡県保健医療計画（がん）見直しの概要

【対策のポイント】

- 精度管理されたがん検診の実施と受診促進
- がん患者一人ひとりに応じた治療と支援の推進
- 住み慣れた地域でのがん患者療養支援機能の充実

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目		策定時	現状値	目標値	進捗状況
がん検診精密検査受診率	胃がん	77.5% (2014年)	73.0% (2017年)	90%以上	・肺がん、子宮頸がん、大腸がんについては目標に向け数値は改善
	肺がん	75.1% (2014年)	81.8% (2017年)		
	大腸がん	65.6% (2014年)	65.9% (2017年)		
	乳がん	81.3% (2014年)	74.0% (2017年)		
	子宮頸がん	44.4% (2014年)	60.5% (2017年)		
対県標準化死亡比 最大の地域と最小の地域の 比較倍率		1.36倍 (2011～15年)	1.27倍 (2014～18年)	1.20倍	目標に向け数値が改善
がん患者の就労支援に関する 研修受講者数		47人 (2016年度)	<u>183人</u> (2020年度)	累計300人 (2021年度)	目標に向け数値が改善

1 見直しの視点

- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた見直しを行う。
- ・分野別計画である「第3次静岡県がん対策推進計画」の中間評価の結果に基づき反映させる部分があれば、本計画の見直しを行う。

2 主な見直し事項

- ①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し
 - ・平成30年7月31日に改正された「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」により新たに創設された「地域がん診療連携拠点病院（高度型）」の県内の指定状況を本文に追加。
 - ・「がんゲノム医療中核拠点病院」及び「小児がん拠点病院」の指定状況を本文に追加。
- ②本県の現状を踏まえた見直し
 - ・今後、がん対策推進計画の中間評価を反映した中間見直し（案）を作成する。

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

・令和2年10月30日

令和2年度第1回静岡県がん対策推進協議会により、第3次静岡県がん対策推進計画の中間評価方法を協議。

・令和3年7月5日

令和3年度第1回静岡県がん対策推進協議会により、中間評価（案）を協議。

・令和3年11月29日（予定）

令和3年度第2回静岡県がん対策推進協議会により、中間評価最終（案）を協議。

第8次静岡県保健医療計画（脳卒中）見直しの概要

【対策のポイント】

- 最大の危険因子である高血圧を有する県民に対する降圧療法、生活指導の推進
- 危険因子や初期症状の県民啓発と地域病院間連携の推進による県民の脳卒中死亡率の抑制
- 発症早期から患者の状態に応じた集学的リハビリテーションの推進

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
高血圧の指摘を受けた者のうち現在治療を受けていない者の割合	男性 29.8% 女性 20.2% (2013年)	男性 26.6% 女性 19.5% (2016年)	男性 24.0% 女性 16.0%	目標に向け数値が改善
脳卒中の年齢調整死亡率 (人口10万人当たり)	男性 44.3 女性 23.2 (2015年)	男性 40.3 女性 21.1 (2019年)	男性 37.8 女性 21.0	目標に向け数値が改善
脳梗塞に対するt-PAによる血栓溶解療法を実施可能な保健医療圏	賀茂以外の 7医療圏 (2016年)	賀茂以外の 7医療圏 (2018年)	全医療圏	現状維持

1 見直しの視点

- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた見直しを行う。
- ・令和3年12月を目途に作成する「静岡県循環器病対策推進計画（以下、推進計画という。）」の内容を反映するよう、本計画の見直しを行う。

2 主な見直し事項

- ①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し
 - ・日本高血圧学会の「高血圧ガイドライン2019」の改訂に合わせ、本文中の降圧目標を変更。
- ②本県の現状を踏まえた見直し
 - ・策定予定の推進計画の内容を反映した中間見直し（案）を作成する。

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

・令和3年3月29日

令和2年度静岡県循環器病対策推進協議会にて、推進計画の骨子案を協議

・令和3年8月17日

令和3年度第1回静岡県循環器病対策推進協議会にて、推進計画の素案を協議

・令和3年11月16日（予定）

令和3年度第2回静岡県循環器病対策推進協議会にて、推進計画の最終案を協議

第8次静岡県保健医療計画（心筋梗塞等の心血管疾患）見直しの概要

【対策のポイント】

- 最大の危険因子である高血圧を有する県民に対する降圧療法、生活習慣改善のための保健指導の推進
- 危険因子や特定健診等の受診の県民啓発と地域病院間連携の推進により、急性心筋梗塞、大動脈瘤及び解離の死亡率を全医療圏で全国平均以下へ
- 高齢化により増加する慢性心不全患者の在宅生活を地域全体で支援する体制の構築

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
高血圧の指摘を受けた者のうち現在治療を受けていない者の割合	男性 29.8% 女性 20.2% (2013年)	男性 26.6% 女性 19.5% (2016年)	男性 24.0% 女性 16.0%	目標に向け数値が改善
急性心筋梗塞に対する経皮的冠動脈インターベンション(PCI)を実施可能な保健医療圏	賀茂以外の7医療圏 (2016年)	全医療圏 (2018年)	全医療圏	目標達成 (維持目標)
心大血管疾患リハビリテーション(I)又は(II)の基準を満たす施設が複数ある医療圏の数	駿東田方、静岡、志太榛原、西部の4医療圏 (2016年)	駿東田方、富士、静岡、志太榛原、西部の5医療圏 (2019年)	全医療圏	目標に向け数値が改善

1 見直しの視点

- ・令和3年12月を目途に作成する「静岡県循環器病対策推進計画（以下、推進計画という。）」の内容を反映するよう、本計画の見直しを行う。

2 主な見直し事項

- ①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し
 - ・変更無し
- ②本県の現状を踏まえた見直し
 - ・策定予定の推進計画の内容を反映した中間見直し（案）を作成する。

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年3月29日

令和2年度静岡県循環器病対策推進協議会にて、推進計画の骨子案を協議

- ・令和3年8月17日

令和3年度第1回静岡県循環器病対策推進協議会にて、推進計画の素案を協議

- ・令和3年11月16日（予定）

令和3年度第2回静岡県循環器病対策推進協議会にて、推進計画の最終案を協議

第8次静岡県保健医療計画（糖尿病）見直しの概要

【対策のポイント】

- 糖尿病に関する正しい知識の普及啓発
- 糖尿病の早期発見のための特定健康診査及び適切な治療、静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを活用し、重症化予防のための保健指導を推進
- 安定期の治療を行う医療機関、専門治療・急性期合併症に対応する医療機関、慢性合併症の治療を行う医療機関の連携推進

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
特定健診受診率	52.9% (2015年度)	56.6% (2018年度)	70%以上	目標値に向け数値が改善
年間の新規透析導入患者のうち、糖尿病腎症の患者数	522人 (2015年)	491人 (2019年)	481人	目標値に向け数値が改善

1 見直しの視点

- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえた見直しを行う。

2 主な見直し事項

①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し

- ・糖尿病の慢性合併症治療状況及び医療提供体制の現状把握のため、「糖尿病患者の新規下肢切断術の件数」を関連図表（指標）に追加
- ・糖尿病の医療提供体制の現状把握のため、「1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数」を関連図表（指標）に追加

②本県の現状を踏まえた見直し

- ・2つの数値目標に対する進捗状況はどちらも改善し、取り組みの成果が見られているため、基本的な対策方針は現状維持とする。しかし、まだ目標値には達していないため、今後も策定時の目標値達成に向けて引き続き関係機関との連携により糖尿病対策に取り組む。

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月24日

静岡県糖尿病重症化予防対策検討会にて、静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく市町等保険者の事業実施に係る評価を行った。

- ・令和3年9月以降（予定）

令和3年8月の県循環器病対策推進計画（案）協議後に、糖尿病に係る部分の見直しについて検討のうえ、糖尿病予防対策検討会委員に意見聴取する予定。

第8次静岡県保健医療計画（肝炎）見直しの概要

【対策のポイント】

- ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及と新規感染予防の推進
- 肝炎ウイルス検査の受検勧奨と検査陽性者に対する受診勧奨の推進
- 肝炎医療を提供する体制の確保と患者や家族等に対する支援の充実

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
肝疾患死亡率 (人口10万人当たり)	31.2 (2016年)	<u>28.1</u> (<u>2019年</u>)	27.0 (2022年)	目標に向け数値が改善
ウイルス性肝炎の死亡者数	100人 (2016年)	83人 (2019年)	50人 (2022年)	目標に向け数値が改善

1 見直しの視点

- ・国が示す肝炎対策基本指針や肝疾患死亡数で「肝がん」が最も多く占める状況等を踏まえ、指標等を追加する。
- ・肝炎患者等に対する支援の充実として、現行計画策定後に開始した肝がん・重度肝硬変医療費助成事業に係る取組を追加する。

2 主な見直し事項

①国が示す肝炎対策基本指針や肝疾患の死亡要因の現状を踏まえた見直し

- ・肝硬変や肝がんといったより重篤な病態への移行者を減らすことを目標に、「肝がんり患率（人口10万人当たり）」について、全国平均以下を維持することを数値目標に追加

②肝炎患者等の経済的負担軽減等に係る見直し

- ・2018年度から開始した肝がん・重度肝硬変医療費助成事業に係る取組を追加
- ・肝炎ウイルス検査の受検勧奨、検査後の精密検査受診やフォローアップのための定期受診の勧奨、治療と就労の両立支援等を地域や職域で中心となって進める者である「肝炎医療コーディネーター」の育成・維持

3 各種協議会等の開催状況、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月9日 静岡県肝炎医療対策委員会において、素案を協議

第8次静岡県保健医療計画（精神疾患）見直しの概要

【対策のポイント】

- 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 発達障害の診断機会の確保
- 医療と福祉、教育などとの連携、医療地域偏在の解消

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
精神科病院1年以上の長期在院者数	3,518人 (2016.6.30)	3,271人 (2018.6.30)	3,232人 (2020年度)	目標に向け数値が改善
精神科病院入院後3か月時点退院率	57.8% (2016.6.30)	65.4% (2017年度)	69%以上 (2020年度)	目標に向け数値が改善
精神科病院入院後6か月時点退院率	79.1% (2016.6.30)	84.6% (2017年度)	84%以上 (2020年度)	目標値を達成
精神科病院入院後1年時点退院率	88.6% (2016.6.30)	91.9% (2017年度)	90%以上 (2020年度)	目標値を達成

1 見直しの視点

- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえ、指標等を追加する。
- ・本県の障害福祉計画との整合性を図るとともに、現行計画策定後の法律等の社会状況の反映、新たな取組のほか、各項目を時点修正する。

2 主な見直し事項

- ①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し
 - ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）などが包括的に確保された地域生活支援連携体制の整備を評価するため、「精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数」を数値指標に追加。
 - ・依存症について、専門に対応できる医療機関や地域医療連携体制の構築を推進する機関として、「依存症専門医療機関」、「依存症治療拠点機関」に関する記載を追加
 - ・摂食障害について、専門に対応できる医療機関や地域医療連携体制の構築を推進する機関として、「摂食障害支援拠点病院」に関する記載を追加
- ②本県の現状を踏まえた見直し
 - ・ギャンブル等依存症対策推進計画の策定に伴い、ギャンブル等依存症に対応できる医療機関、関係機関の連携強化を追加

- ・発達障害者支援センターの運営業務の民間委託により、より専門性の高い発達支援や身近な場所での専門的支援を提供
- ・県立吉原林間学園の移転に伴う発達障害児等の専門的な治療を行う児童精神科診療所の設置により、児童精神科医療が不足する東部地域の医療体制を補完

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月17日 静岡県精神保健福祉審議会において、骨子案を協議
- ・令和3年10月予定 静岡県精神保健福祉審議会において、素案を協議

第8次静岡県保健医療計画（救急医療）見直しの概要

【対策のポイント】

- 重症度・緊急度に応じた救急医療の提供
- 適切な病院前救護活動と搬送体制の確立

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
心肺機能停止患者の1か月後の生存率	10.9% (2016年)	10.5% (2019年)	13.3%	目標に向け更なる検証が必要
心肺機能停止患者の1か月後の社会復帰率	7.5% (2016年)	7.7% (2019年)	8.7%	目標に向け数値が改善
救命救急センター充実段階評価がS・Aとなった病院の割合	—	100% (2019年)	100%	—

1 見直しの視点

・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」

（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえ、関連図表（指標）等を追加する。

2 主な見直し事項

- ① 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」を踏まえた見直し
 - ・県内の救命救急センターは、自家発電機（備蓄燃料を含む。）及び受水槽（備蓄飲料水を含む。）を保有しており、災害時においても、高度な救急医療を提供できる体制を整備していることを計画本文に追加
 - ・関係機関間の連携を評価するために、「救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間」を現状把握のための関連図表（指標）に追加
- ② 本県の現状を踏まえた見直し
 - ・数値目標の「心肺機能停止患者の1か月後の生存率」及び「心肺機能停止患者の1か月後の社会復帰率」の目標値については、策定時の全国平均値としている。値を最新値（2019年実績）に更新した上で、引き続き全国平均値を目標として設定
（1か月後の生存率：13.3%→13.9%、1か月後の社会復帰率：8.7%→9.0%）

3 各種協議会等の開催状況、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月16日 静岡県救急・災害医療対策協議会において、骨子案を協議
- ・令和3年6月29日 静岡県救急・災害医療対策協議会において、素案を協議

第 8 次静岡県保健医療計画（災害医療）見直しの概要

【対策のポイント】

- 災害超急性期（発災後 48 時間以内）において必要な医療が確保される体制
- 災害急性期（3 日～1 週間）において円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネーター体制
- 超急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
業務継続計画を策定している災害拠点病院及び救護病院の割合（対象：87 施設）	20 施設 (22.2%) (2016 年 4 月)	<u>50 施設</u> (<u>57.5%</u>) (<u>2021 年 3 月</u>)	100%	目標に向け数値が改善
業務継続計画に基づき被災した状況を想定した研修及び訓練を実施している災害拠点病院及び救護病院の割合（対象：87 施設）	研修 7 施設 (7.8%) 訓練 14 施設 (15.6%) (2016 年 4 月)	<u>研修 35 施設</u> (<u>40.2%</u>) <u>訓練 36 施設</u> (<u>41.4%</u>) (<u>2021 年 3 月</u>)	100%	目標に向け数値が改善
2 次保健医療圏単位等で災害医療コーディネーター機能の確認を行う訓練実施回数	年 1 回 (2016 年度)	年 1 回 (2019 年度)	年 2 回以上 (毎年度)	2019 年度は横ばいで推移 (<u>2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施</u>)
静岡 D M A T 関連研修実施回数	年 3 回 (2016 年度)	年 2 回 (2019 年度)	年 2 回 (毎年度)	2019 年度は目標値(年 2 回)を達成 (<u>2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施</u>)

1 見直しの視点

- ・令和 2 年 4 月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえ、関連図表（指標）等を追加する。

2 主な見直し事項

- ① 疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針を踏まえた見直し
 - ・保健医療調整本部について、本県の体制として本機能は健康福祉部が担う旨を明記
 - ・災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンについて、関連図表（指標）として「任命者数」及び「災害医療コーディネーターの役割」を追加
 - ・災害拠点精神科病院を指定したことに伴い、災害精神医療における災害拠点精神科病院の役割等を計画本文に追記
 - ・ドクターヘリの運用に関して、中部ブロック 8 県及び基地病院との間で協定を締結したことを計画本文に追記

②本県の現状を踏まえた見直し

- ・数値目標である「業務継続計画を策定している災害拠点病院及び救護病院の割合」、「業務継続計画に基づき被災した状況を想定した研修及び訓練を実施している災害拠点病院及び救護病院の割合」については着実に進捗しているが、中小規模の病院を中心にノウハウ等を十分に活用できないことなどにより策定が進んでいないことから、これらを補完できるよう研修会の開催による策定支援の取組を継続していく。
- ・数値目標である「2次保健医療圏単位等で災害医療コーディネート機能の確認を行う訓練実施回数」については、計画策定時から進捗がみられないことから、災害医療コーディネート研修等を活用し、保健所及び市町職員の災害医療に対する意識のさらなる醸成を図るとともに、訓練の実施方法の見直しにより状況を改善していく。
- ・数値目標である「静岡DMAT関連研修実施回数」について、目標値を現状は、「年2回（毎年度）」としていたが、令和3年度から、DMAT隊員のうち看護師隊員に対する技能維持研修として新たに看護師研修を追加したため、「年3回（毎年度）」に変更する。

3 各種協議会等の開催状況、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月16日 静岡県救急・災害医療対策協議会において、骨子案を協議
- ・令和3年6月29日 静岡県救急・災害医療対策協議会において、素案を協議

第8次静岡県保健医療計画（へき地の医療）見直しの概要

【対策のポイント】

- へき地住民への医療提供体制の確保
- へき地の診療を支援する機能の向上

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
医療提供支援策 ¹ が実施されている無医地区の割合	100% (2016年度)	100% (2019年度)	100% (毎年度)	目標値を達成 (維持目標)
へき地医療拠点病院による、へき地への巡回診療	年16回/病院 (2016年度)	年12回/病院 (2019年度)	年12回以上/病院	目標値を達成 (維持目標)
へき地医療拠点病院による、へき地への代診医等派遣	年14回/病院 (2016年度)	年31回/病院 (2019年度)	年12回以上/病院	目標値を達成 (維持目標)

1 見直しの視点

- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（厚生労働省地域医療計画課長通知）を踏まえ、数値目標等を追加する。

2 主な見直し事項

- ①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針を踏まえた見直し
良質かつ適切なへき地医療を提供する体制を構築するため、数値目標の見直し・追加を行う

- ・「へき地への巡回診療」「へき地への代診医等派遣」の数値目標を削除。
- ・「巡回診療年間実績12回以上」「医師派遣年間実績12回以上」「代診医派遣年間実績1回以上」のいずれかを実施したへき地医療拠点病院の割合」を数値目標に追加

- ②本県の現状を踏まえた見直し

- ・すべての指標について目標値を達成しているが、今後ともへき地医療支援機構による調整のもと、各へき地医療拠点病院等を通じた良質かつ適切なへき地への医療提供体制の構築に努める。

3 各種協議会等の開催状況、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月25日 静岡県へき地医療支援計画推進会議において、骨子案を協議
- ・令和3年6月25日 静岡県へき地医療支援計画推進会議において、素案を協議

¹ 市町等による定期的な患者輸送車の運行やへき地医療拠点病院による巡回診療などの、無医地区に対する支援

第8次静岡県保健医療計画（周産期医療）見直しの概要

【対策のポイント】

- 地域における周産期医療施設間の連携による安全な分娩
- 24時間対応可能な母体及び新生児の搬送及び受入の体制整備
- 脳卒中や心血管疾患等の産科合併症以外の合併症に対応するための救急医療との連携
- 周産期医療従事者の確保

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
周産期死亡率 (出産千人当たり)	3.7 (2015年)	3.7 (2019年)	3未満	<u>横ばいで推移</u>
妊産婦死亡数	1.7人 (2013～2015年平均)	0.7人 (2017～2019年平均)	0人	目標に向け数値が改善
母体救命講習会受講者数	36人 (2016年度)	332人 (2019年度)	累計 427人 (2021年度)	目標に向け数値が改善

1 見直しの視点

- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」(厚生労働省地域医療計画課長通知)を踏まえ、説明、指標等を修正、追加する。

2 主な見直し事項

- ①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し
 - ・災害対策強化(業務継続計画策定、非常時の電源及び水の確保、災害時小児周産期リエゾンの任命)に関する説明を計画本文に追加
 - ・医師確保計画に基づく医師偏在対策が開始されたことを踏まえた文言の追加
 - ・産科、産婦人科以外の診療科との連携を求められていることを踏まえた文言の追加
- ②本県の現状を踏まえた見直し
 - ・数値目標のうち、「母体救命講習会受講者数」について、講習会の必要性和講習会(実習必須)が開催できない期間が生じたことを考慮し、目標値及び達成時期を見直す。
(目標値：427人→474人、達成時期：2021年度→2023年度)

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月8日 静岡県周産期・小児医療協議会において、骨子案を協議
- ・令和3年6月23日 静岡県周産期・小児医療協議会において、素案を協議

第8次静岡県保健医療計画（小児医療）見直しの概要

【対策のポイント】

- 小児患者の症状に応じた対応と家族の支援
- 医療機関の役割分担と連携による地域における小児医療体制整備

※下線部は前回協議時（R3.3）からの修正点

【数値目標に対する進捗状況】

項目	策定時	現状値	目標値	進捗状況
乳児死亡率 (出生千人当たり)	1.9 (2015年)	2.3 (2019年)	0.7	<u>目標に向け更なる検証が必要</u>
乳幼児死亡率 (5歳未満人口千人当たり)	0.53 (2015年)	0.60 (2019年)	0.36	<u>目標に向け更なる検証が必要</u>
小児の死亡率 (15歳未満人口千人当たり)	0.23 (2015年)	0.23 (2019年)	0.17	横ばいで推移

1 見直しの視点

- ・在宅医療分野との整合を図り、小児在宅医療に関する内容を追加する。
- ・令和2年4月に国が示した「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針（厚生労働省地域医療計画課長通知）」を踏まえ、関連図表（指標）等を追加する。

2 主な見直し事項

①疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針等を踏まえた見直し

- ・医師確保計画が策定済みであることを記載
- ・小児入院医療管理料届出施設数を関連図表（指標）から削除
- ・災害時小児周産期リエゾン委嘱人数を関連図表として掲載
(災害・周産期と同内容を掲載)
- ・小児の訪問診療を受けた患者数を関連図表として掲載

②本県の現状を踏まえた見直し

- ・本県の在宅医療についての記載を追加（現状・施策の方向性）
- ・数値目標の目標値は、全国1位と同水準としているが、現状の計画策定時（2015年）の全国実績から、直近（2019年）実績が改善している項目は目標値を変更する。
（乳幼児死亡率：0.36→0.22、小児の死亡率：0.17→0.11）

3 各種協議会等の開催状況（予定）、関係機関からの意見聴取等

- ・令和3年2月8日 静岡県周産期・小児医療協議会において、骨子案を協議
- ・令和3年6月23日 静岡県周産期・小児医療協議会において、素案を協議

第8次静岡県保健医療計画（新興感染症・その他感染症）見直しの概要

○ 見直しの方針

現状、医療計画には新興感染症等への対応は記載事項として位置づけられていないが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中間見直しにおける「感染症対策」の記載について、以下のとおり検討する。

<国における検討状況>

- ・新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、「新興感染症対策」を新たに「事業」として「医療計画」の記載事項として位置づける。
- ・医療計画の記載事項に位置づけのため、「医療計画作成指針」等の見直しを行う必要があるため、次期計画（2024年度～2029年度）からの対応とする。

<本県の検討状況>

- ・国の見直しの検討状況を踏まえつつ、国の方針・指針の見直しに先行して、「静岡県感染症・結核予防計画」を見直し、その方向性や主要な事項を医療計画の見直しに反映する。
- ・協議は、感染症対策専門家会議で行う。

第8次静岡県保健医療計画（医師・看護師）見直しの概要

第1節 医師

前回の保健医療計画の策定後に、医療法の改正を受けて、令和元年度に「静岡県医師確保計画」を策定したことを踏まえて、その内容等を中間見直しに反映する。

<検討状況>

- ・策定した「静岡県医師確保計画」について、現行の保健医療計画に反映し、併せてその後の環境の変化（キャリア形成プログラムの運用等）があった箇所について、今回の保健医療計画の見直しに反映する。
- ・協議は、静岡県医療対策協議会医師確保部会で行う。

第4節 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

- ・現行計画において、人口10万人当たり看護職員数の増加等を目標に取組
- ・現行計画策定後、働き方改革関連法の施行、看護職員受給推計の公表、新型コロナウイルス感染拡大など看護職員確保を取り巻く状況の変化を受け、以下のとおり検討する。

<検討状況>

- ・受給推計やこれまでの増加率を踏まえ、数値目標や就業・養成状況を見直す。
- ・現行計画策定後に生じた課題、対策の計画への反映について検討。
- ・協議は、県看護職員確保対策連絡協議会で行う。

第8次静岡県保健医療計画（医療勤務環境改善支援センター）見直しの概要

1 概要

- ・医療機関の勤務環境改善については、第8次県保健医療計画（期間2018～2023年度。以下、現計画）において全病院における医療勤務環境改善計画の策定を目標に取組
- ・現計画策定後、働き方改革関連法が施行（2019.4.1以降順次）され、又、医師の時間外労働規制の具体的な内容等に関し医療法等が改正（2021.5）されるなど取り巻く状況が大きく変化
- ・医療法第30条の6に基づく現計画の中間見直しにあたり該当部分を改訂

2 運営協議会意見聴取

- ・運営協議会で改訂方針の意見を伺い、それを踏まえて中間見直し素案を作成
- ・中間見直し素案についての意見聴取は別途運営協議会で書面により行う

3 改訂方針

区分	現計画	中間見直し	備考
数値目標	全病院における医療勤務環境改善計画の策定 現状値 24（2016年） 目標値 181（2023年度）	同左 （最新数値に改訂）	引き続き全ての病院において計画的に勤務環境改善に取り組む必要がある
現状	ふじのくに医療勤務環境改善支援センター（以下、支援センター）の設置及び取組、医療勤務環境改善計画策定病院の状況等	左に加え、働き方改革関連法、医療法改正等の状況を記載	最新の状況、課題、対策を記載
課題	医療従事者の勤務環境改善、特に医師時間外労働上限規制への対応、支援センターの認知度向上	左に加え、働き方改革関連法、医療法改正等への対応の必要性を記載	
対策	支援センターの取組、勤務環境改善のメリット周知、自主的な取組促進、支援センター情報発信強化等	左に加え、現計画策定後の新たな取組を記載	

4 当面の予定

時期	内容
6月14日	運営協議会において改訂方針に関する意見聴取
～10月	中間見直し素案に関する運営協議会意見聴取（書面）
11月	県医療対策協議会 中間見直し素案提出
12月	県医療審議会 中間見直し素案提出

第1回静岡県 医療審議会	資料 3	議題 3
-----------------	---------	---------

地域医療連携推進法人の認定

一般社団法人静岡県東部メディカルネットワークから、地域医療連携推進法人の認定申請があったため、医療法第70条の3第2項及び第70条の19第2項の規定により、県医療審議会の意見を伺うものである。

地域医療連携推進法人の認定

1 概要

一般社団法人静岡県東部メディカルネットワークから、医療法第70条の2に規定する地域医療連携推進法人の認定申請があったため、同法第70条の3第2項及び第70条の19第2項の規定により、静岡県医療審議会における意見聴取を行うものである。

<申請の概要>

名称	一般社団法人静岡県東部メディカルネットワーク
代表者の氏名	佐藤 浩一
主たる事務所の所在地	静岡県伊豆の国市長岡 1129 番地
医療連携推進区域	駿東田方保健医療圏
医療連携推進業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・連携業務の効率化、診療機能等の機能分担に関する事業 ・大型医療機器の共同利用に関する事業 ・医療従事者の資質向上に関する共同研修及び相互派遣 ・病床規模の適正化、機能分担と連携業務に関する事業 ・医師の確保、交流、派遣に関する事業 等

2 地域医療連携推進法人制度の趣旨

地域医療連携推進法人は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することにより、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として平成29年度に創設された制度である。

複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

令和3年7月1日現在、全国で28法人が認定されている。(本県では、「地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合」の1法人が認定されている。)

<地域医療連携推進法人制度活用する効果・メリット>

区分	項目	内容
法制度上	病床融通	病床過剰地域においても、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を参加法人間で行うことが可能
	資金貸付	参加法人に対する資金貸付が可能
	出資	法人は一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資が可能
法人運営上	患者紹介・逆紹介の円滑化	カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院
	共同購入	医薬品・医療機器等の共同購入による経営効率の向上
	医療従事者の再配置	法人内の病院間において、医療従事者を適正に配置することが可能。

3 地域医療連携推進法人認定基準

- ・医療法第70条の3第1項第1号～第20号に掲げる基準を満たすこと
- ・医療法第70条の4に掲げる欠格事由に該当しないこと

<認定に対する適合状況>

(1) 運営に関する要件（医療法第70条の3第1項第1号～第4号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
1 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること	事業比率100%	適
2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること	・財務基盤の明確化 ・経理処理・財産管理の適正性 ・技術、専門的人材や設備等の能力の確保	適
3 社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないこと	利益供与なし	適
4 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと	おそれなし (定款第6条)	適

(2) 医療連携推進方針に関する要件（医療法第70条の3第1項第5号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
必要事項を医療連携推進方針に記載していること ・医療連携推進区域 ・参加法人が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ・当該事項の目標に関する事項 ・運営方針・参加法人に関する事項	記載有 (資料3-2)	適

(3) 定款に関する要件（医療法第70条の3第1項第6号、第7号、第9号、第12号、第14号～19号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
1 医療連携推進区域を定めていること	定款第4条	適
2 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限ること	定款第7条	適
3 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと	定款第8条、第12条～第14条	適
4 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としないこと	定款第9条、第25条	適
5 代表理事を1人置いていること	定款第23条	適
6 理事会を置いていること	定款第30条	適

7 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置くこと ・診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されること ・法人に対し、必要な意見を述べるができること ・業務の実施状況について評価を行い、社員総会及び理事会において意見を述べるができること。	定款第 36 条、 第 37 条	適
8 参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、法人に意見を求めなければならないこと	定款第 11 条	適
9 認定取消処分を受けた場合、一月以内に贈与すること	定款第 55 条	適
10 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させること	定款第 56 条	適

(4) 議決権に関する要件（医療法第 70 条の 3 第 1 項第 8 号、第 10 号、第 11 号）

認 定 要 件	申請者の状況	適合状況
1 病院等を開設する参加法人の数が 2 以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設等する法人の議決権の合計を超えること	下表のとおり	適
2 社員は、各 1 個の議決権を有すること		適
3 参加法人の有する議決権の合計が社員総会の議決権の過半数を占めていること		適

<社員の構成>

	区分	法人名等	医療機関名等	議決権数
参 加 法 人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	①学校法人順天堂	順天堂大学医学部 附属静岡病院	1
		②静岡厚生農業協同組合連合会	J A 静岡厚生連リ ハビリテーション 中伊豆温泉病院	1
		③医療法人社団一就会	長岡リハビリテー ション病院	1
		④医療法人社団慈広会	医療法人社団慈広 会記念病院	1
人	介護事業等に係る施設等を開設等する法人	—	—	—
その他の社員				—
議決権総数⑤（①～④の合計）				4

病院等を開設する参加法人の議決権及び介護事業等法人の議決権の数	(病院開設等) 4 (①+②+③+④)	(介護事業等) > 0
参加法人の議決権の社員総会における構成割合	1. 0 [(①+②+③+④) / ⑤] > 0. 5	

(5) 役員に関する要件（医療法第70条の3第1項第13号）

認 定 要 件	申請者の状況	適合状況
1 理事3人以上、監事1人以上であること	理事4人、監事1人	適
2 各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族等が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと	本人のみ (親族関係を有する者無)	適
3 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること	医師4人	適

<理事・監事の氏名、所属・役職名>

	氏名	所属・役職名	医師等
理事	佐藤 浩一	学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属静岡病院院長	○
	安田 勝彦	静岡県厚生農業協同組合連合会 リハビリテーション中伊豆温泉病院病院長	○
	松崎 研一郎	医療法人社団一就会 長岡リハビリテーション病院院長	○
	伊藤 恵利子	医療法人社団慈広会 医療法人社団慈広会慈広会記念病院院長	○
監事	小野 隆宏	学校法人順天堂 順天堂大学医学部附属静岡病院事務部長	—

(6) 欠格事由について（医療法第70条の4）

区 分	事実の有無
①理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	無
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無
ロ 医療法その他保険医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無
②医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無
③暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無

※ 確約書により確認

4 代表理事の選定の認可（医療法第 70 条の 19）

(1) 代表理事の氏名

佐藤 浩一（さとう こういち）

(2) 選定の理由

診療に関する学識経験者

1995 年から順天堂大学医学部附属静岡病院の医師として、地域の医療機関との医療連携を推進してきたとともに、一般社団法人静岡県東部メディカルネットワークの設立に当たり、参加法人の中で中心的な役割を果たしているため。

※略歴については、資料 3-4 参照

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

静岡県地域医療構想に定める駿東田方保健医療圏

2. 参加法人

- ・ 学校法人順天堂
順天堂大学医学部附属静岡病院
- ・ 静岡県厚生農業協同組合連合会
JA 静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院
- ・ 医療法人社団一就会
長岡リハビリテーション病院
- ・ 医療法人社団慈広会
医療法人社団慈広会記念病院

3. 理念・運営方針

(理念)

- (1) 人口減少、高齢化、過疎化が進む中で、静岡県東部において継続的かつ安定的な医療提供が行われるよう地域の医療機関が一体となって医療提供体制の維持及び確保を図る。
- (2) 地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する役割を果たすよう努める。

(運営方針)

- (1) 病病・病診連携の強化を図り、地域医療ネットワークの中心的役割を果たす。
- (2) 参加法人が相互に機能（診療機能、病床規模）の適正化を図り、各種の業務連携を進め、良質な医療を効率的かつ安定的に提供できる医療提供体制の構築を図る。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築を進め、地域住民が住み慣れた地域で、継続して適切な医療・介護・福祉及び生活支援等が受けられる取組を支援する。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 医療機能の分担及び業務連携のための取組

- ・ 地域の医療機関との相互理解を深め、紹介・逆紹介等の医療提供をスムーズに行うことができる仕組みを構築する。

- ・ 地域医療連携クリティカルパス（脳卒中地域連携パス、大腿骨地域連携パス、がん地域連携パス）を活用し、患者情報の共有により医療提供の円滑化を図る。
- ・ ICT を用いた地域医療連携ネットワーク構築に向けて、他の医療機関との研究に積極的に参加する。

(2) 医療機器等の共同利用等

- ・ 高額医療機器の重複投資を抑制することを目的として、参加法人間で共同利用を行う。

(3) 医療従事者の共同研修

- ・ 医療安全や感染対策等についての共同研修や、各病院が安定的に医療提供できるよう医療従事者の相互派遣により、職員の能力研鑽と組織の活性化を目指す。

(4) 病床の活用等連携に向けた取組

- ・ 地域医療連携推進法人への参加法人間においては、病床過剰地域においても病床の融通を行うことが可能であり、病床の廃止等がある場合においては、地域医療構想の実現に向け、病床規模の適正化を図るため、病床調整等法人間での活用についての検討を行う。

(5) 医療従事者の確保・育成のための仕組みづくり

- ・ 各施設病院が安定的、積極的に医療提供を行うことができるよう、必要に応じて参加法人間で職員の派遣を行う。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業と介護施設の連携強化

(1) 入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進

- ・ 病院等における在宅復帰の促進を図る為、入院前支援業務及び退院支援業務等を通じて、入院患者の在宅療養生活への円滑な移行の推進を図る。

第1回静岡県 医療審議会	資料 3-3	議題 3
-----------------	-----------	---------

一般社団法人 静岡県東部メディカルネットワーク 定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 静岡県東部メディカルネットワークと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を静岡県伊豆の国市長岡 1129 番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、静岡県東部において高齢化が急速に進む状況の中で、質の高い効率的な医療提供体制確保に向け必要な医療連携推進業務を行い、地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムの構築に資する為、急性期から慢性期までの医療を安定的に提供することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、静岡県地域医療構想に定める駿東田方圏域とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 連携業務の効率化、診療機能等の機能分担に関する事業
- (2) 大型医療機器の共同利用に関する事業
- (3) 医療従事者の資質向上に関する共同研修
- (4) 病床規模の適正化、機能分担と連携業務に関する事業
- (5) 医師の確保、交流、派遣に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域医療連携推進に関する事業

(その他の事業)

第6条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、介護事業その他地域包括ケアシステムの推進に関する事業を行う。

第3章 社員

(法人の構成員)

第7条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次

条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人
- (5) (1) 又は (2) の法人のうち、医療法第 70 条第 1 項の参加法人になることを希望しない法人
- (6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者
(社員の資格の取得)

第 8 条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(社員としない要件)

第 9 条 以下の者については、社員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの
(経費の負担)

第 10 条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(法人社員の責務)

第 11 条 第 7 条の (1) 又は (2) の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 予算の決定又は変更
- (2) 借入金 (当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。) の借入れ
- (3) 重要な資産の処分

- (4) 事業計画の決定又は変更
- (5) 定款又は寄附行為の変更
- (6) 合併又は分割
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
(任意退社)

第12条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第 20 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 21 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の 4 分の 3 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 23 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の子族等の数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員としない要件)

第25条 以下の者については、役員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(代表理事の選定及び解職の効力)

第32条 代表理事の選定及び解職は、静岡県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第36条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、10名以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第2項に掲げる者の中から選任する。

5 地域医療連携推進評議会の構成員の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度

のうちの最終のものに関する地域医療連携推進評議会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された構成員の任期は、前任者の残存期間とする。

(権限)

第 37 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 11 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べるができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第 38 条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 39 条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第 8 章 資産及び会計

(資産)

第 40 条 本法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(事業年度)

第 41 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本法人は、毎会計年度終了後 2 箇月以内に、事業報告、事業報告書の附属

明細書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、貸借対照表・損益計算書の附属明細書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告等」という。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から 10 年間、当該貸借対照表、損益計算書及び貸借対照表・損益計算書の附属明細書を保存しなければならない。
- 3 本法人は、事業報告等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。
- 5 本法人は、前 2 項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

（事業報告等の提出）

第 44 条 本法人の理事は、前条第 5 項の承認を受けた事業報告等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第 5 項の承認を受けた事業報告等を提供しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により提出された事業報告、貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 本法人の理事は、第 1 項の規定により提出された事業報告等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

（公告）

第 45 条 本法人は、前条第 3 項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（閲覧）

第 46 条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(1) 事業報告等、監事の監査報告書及び定款

(2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 本法人は、社員総会の日から 1 週間前の日から 5 年間、事業報告等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。

（届出）

第 47 条 本法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を静岡県知事に届け出なければならない。

（剰余金の配当禁止）

第 48 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

（医療連携推進目的取得財産残額の算定）

第 49 条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(効力)

第 51 条 この定款の変更は、静岡県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(変更の届出)

第 52 条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。

3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、静岡県知事の認可を受けなければならない。

(清算人)

第 54 条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、静岡県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携

推進認定の取消しの日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関

の開設者（医療法第31条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第56条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第57条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法により行う。

第11章 雑則

（雑則）

第58条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

第12章 附則

（設立時役員）

第59条 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

東京都文京区本郷二丁目1番1号

学校法人順天堂

静岡県静岡市曲金三丁目8番1号

静岡県厚生農業協同組合連合会

静岡県伊豆の国市長岡946番地

医療法人社団一就会

静岡県伊豆の国市古奈297番地の2

医療法人社団慈広会

（設立時役員）

第60条 本法人の設立時役員の名氏及び住所は、次のとおりとする。

設立時代表理事 佐藤 浩一

設立時理事	佐藤 浩一
設立時理事	安田 勝彦
設立時理事	松崎 研一郎
設立時理事	伊藤 恵利子
設立時監事	小野 隆宏

(最初の事業年度)

第 61 条 当法人の設立後の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 62 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

略 歴

学校法人順天堂
順天堂大学医学部附属静岡病院
病院長

さとう こういち

佐藤 浩一

研究分野

消化器外科、腹部救急疾患

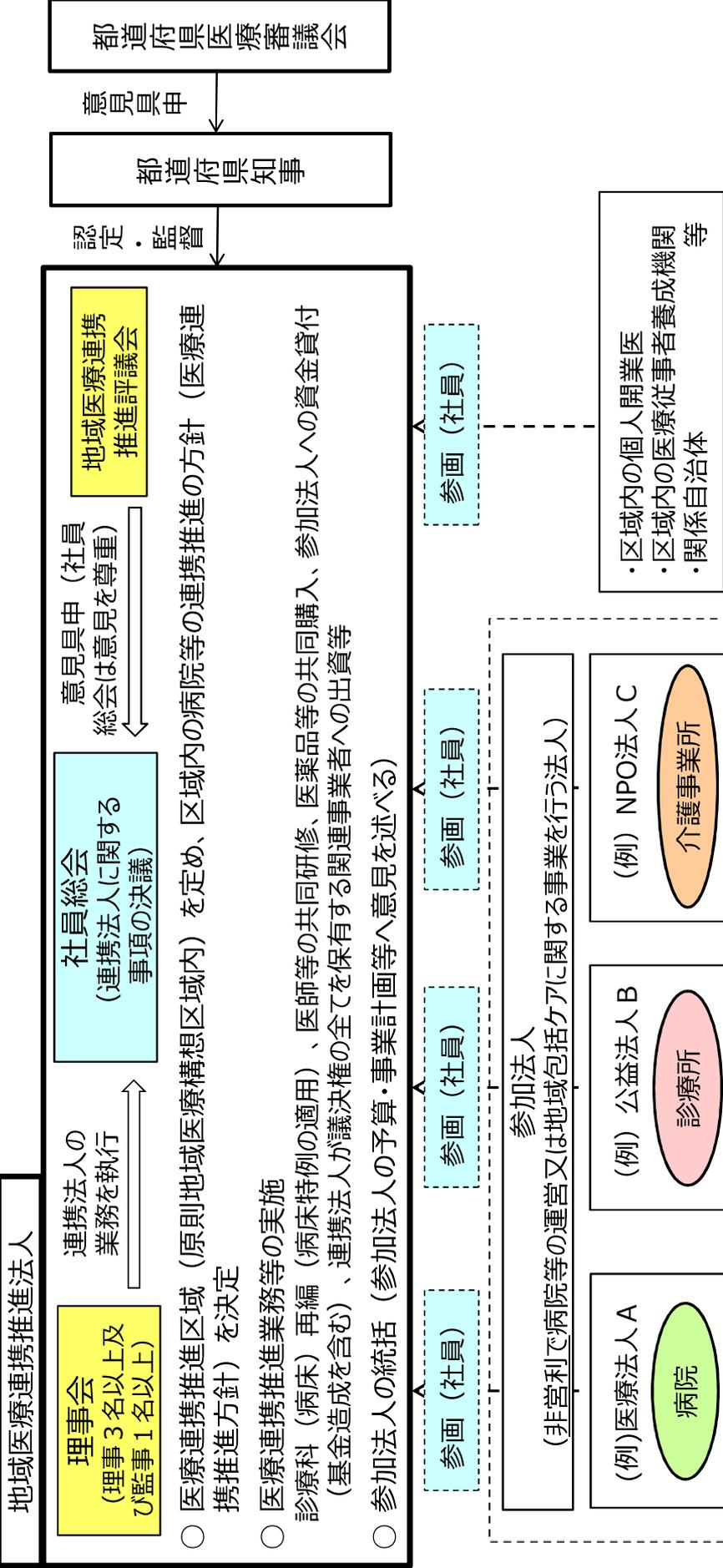
略歴

昭和 56 年 3 月	順天堂大学 医学部卒	
昭和 56 年 6 月	順天堂大学医学部附属順天堂医院	外科 臨床研修医
昭和 58 年 6 月	順天堂大学医学部第 1 外科学講座	専攻生
昭和 63 年 8 月	順天堂大学医学部第 1 外科学講座	助手
平成元年 3 月 ~ 平成 2 年 8 月	ドイツ国 Muenster 大学外科	
平成 7 年 1 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	外科 助手
平成 9 年 4 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	外科 講師
平成 15 年 4 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	外科 助教授
平成 19 年 7 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	外科 臨床教授
平成 25 年 12 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	外科 教授
平成 26 年 4 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	副院長
平成 31 年 4 月	順天堂大学医学部附属静岡病院	院長

現在に至る（令和 3 年 8 月現在）

地域医療連携推進法人制度について（概要）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 〇 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定
(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

国の医師労働時間上限規制について

(健康福祉部地域医療課)

1 要旨

医師労働時間上限規制について、国の「医師の働き方改革の推進に関する検討会」の協議結果が、令和3年5月21日成立の改正医療法により明文化された (P47)

<概要>

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

2 概要

(1) 医師の働き方改革について

我が国の医療は医師の自己犠牲的な長時間労働に支えられており、医師の健康を確保することは医療提供体制を維持していく上での喫緊の課題である。医師の長時間労働を解消するための医師労働時間上限規制が2024年4月から開始される。

(2) 医師労働時間上限規制の概要

- ・時間外労働時間の上限は、年960時間／月100時間未満。
- ・地域医療提供体制の確保のため、医療技能の向上のためにやむを得ず長時間労働する医師に対し、例外的な水準を設定 (P48)。
- ・医師労働時間短縮計画の策定、評価機能による計画及び労働時間短縮の取組の評価、これを踏まえた県による指定を経て、各水準が適用される。
- ・労働時間上限規制に加え、連続勤務時間制限、勤務間インターバルなどの追加的措置により医師の健康確保に取り組む。

<労働時間上限規制までの手続きはP49・50のとおり>

3 本県の対応

- ・平成26年度にふじのくに医療勤務環境改善支援センターを設立。病院により近い立場での支援を実施するため、令和2年度から県病院協会に事業を委託。
- ・支援センターには社会保険労務士等のアドバイザーを配置し、病院からの相談への対応、病院向け研修会、労働時間短縮計画策定支援等を実施（今年度の取組はP51）。
- ・県は、医療勤務環境改善に取り組む病院向け補助制度により、財政支援を実施。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の特長性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

<Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

- ①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援(地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【公布日施行】

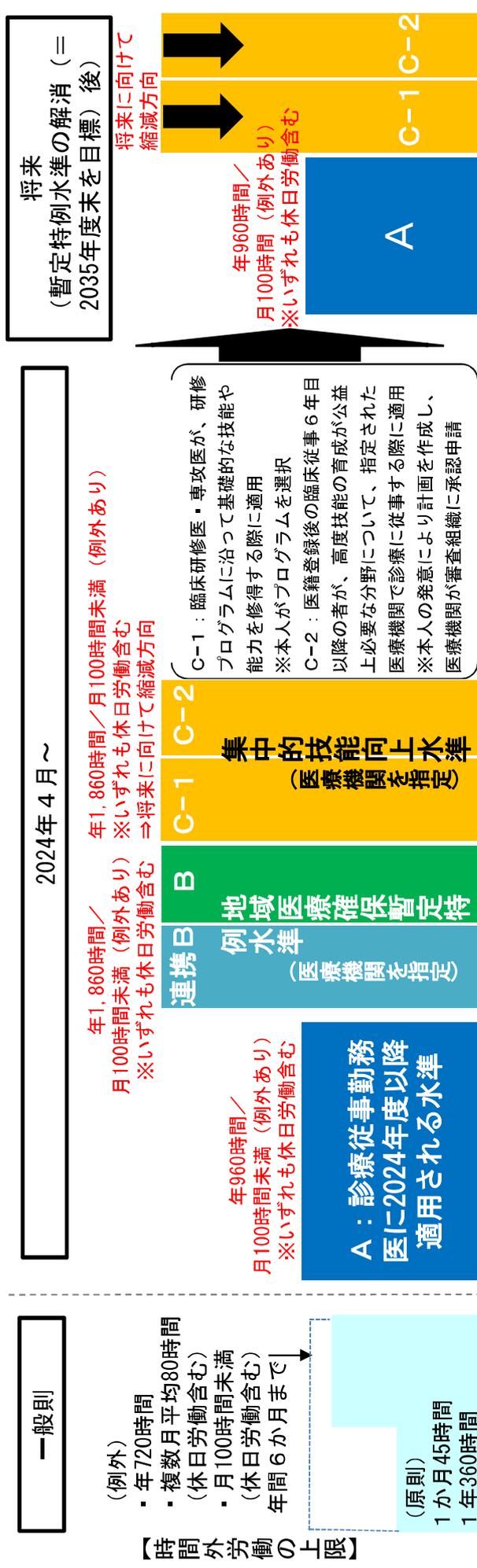
令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

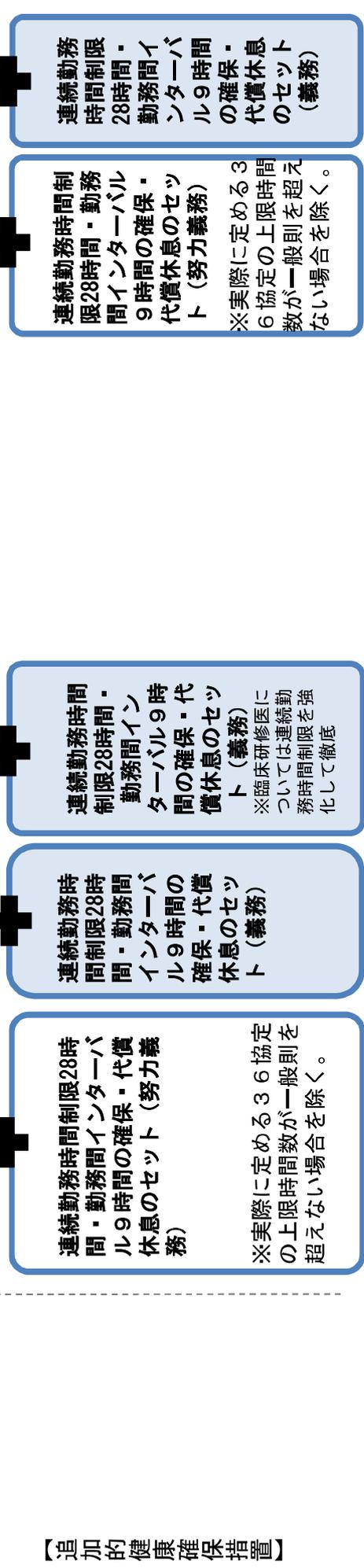
<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

医師の時間外労働規制について



※この(原則)については医師も同様。 ※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

医師労働時間上限規制開始までの手続き

1 要旨

令和6年4月から開始する医師の労働時間上限規制に向けて、医療機関、評価機能、県において取るべき手続きを整理した

2 内容

(1) 医療機関

区分	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
B 水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師労働時間短縮計画案策定（義務） （計画開始時期：R 6 年 4 月） ・ 評価受審（R 4 年度中） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県へ指定申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に沿った取組開始
C 水準				
A 水準 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師労働時間短縮計画案策定* (努力義務) （計画開始時期：R 6 年 4 月） 		—	—

※全ての医療機関は、R 5 年度までに年 960 時間超の時間外労働医師がいる場合、R 6 年 3 月までの計画策定も努力義務

(2) 評価機能

- ・ 医療機関における労働時間短縮の取組に対し令和4年度に書面評価を実施。結果を県に通知
- ・ 評価結果が明らかに悪い医療機関は令和5年度に訪問評価を実施

(3) 県

- ・ 医療機関における時短計画の策定、労働時間短縮の取組を支援
- ・ B、C 水準指定にあたり県医療審議会へ意見聴取。医対協等で詳細検討
- ・ 医療機関の水準を決定。評価結果の公表

3 スケジュール

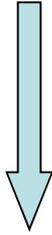
時期	主体	内容
令和3～4年度	医療機関	・ 医師労働時間短縮計画案を作成
令和3年度	国	・ 評価機能の設立準備（→R4. 4. 1 設立予定）
〃	医療機関	・ 労働時間短縮の取組
〃	県	・ 病院の時短計画策定及び労働時間短縮の取組支援
令和4年度	評価機能	・ 病院の申請に基づく書面評価実施 ・ 評価結果を病院及び県に通知
令和5年度	医療機関	・ 県に対しB、C水準指定申請
〃	県	・ 医療審議会への意見聴取 ※医対協等で詳細を検討
〃	県	・ 病院に対しB、C水準指定、評価結果の公表
〃	医療機関	・ 労働時間短縮計画案の成案化 ・ 36協定締結、B水準業務の特定
令和6年4月	医療機関	・ 時間外上限規制の開始

R6年4月医師労働時間上限規制開始までの手続き

病院

- ・計画案策定 (R3~R4)
※評価受審前まで
- ・労働時間短縮の取組 (R3)
- ・評価の受審 (R4)
- ・B、C水準の指定申請 (R5)
- ・計画案の成案化 (R5)
- ・R6からの36協定締結 (R5)
- ・時間外上限規制開始 (R6.4)

書面評価 (R4)



評価機能 (日医想定)

- ・書面評価実施 (R4)
- ・一部の病院は訪問評価 (R5)
- ・助言指導 (勤改センター連携)

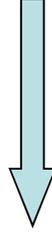
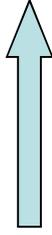
評価結果通知



県

- ・審査結果の公表
- ・B、C水準の指定

指定申請 (R5)

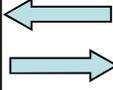


指定 (R5)

勤改センター

- ・病院の取組支援
- ・助言指導
(評価機能連携)

意見の聴取



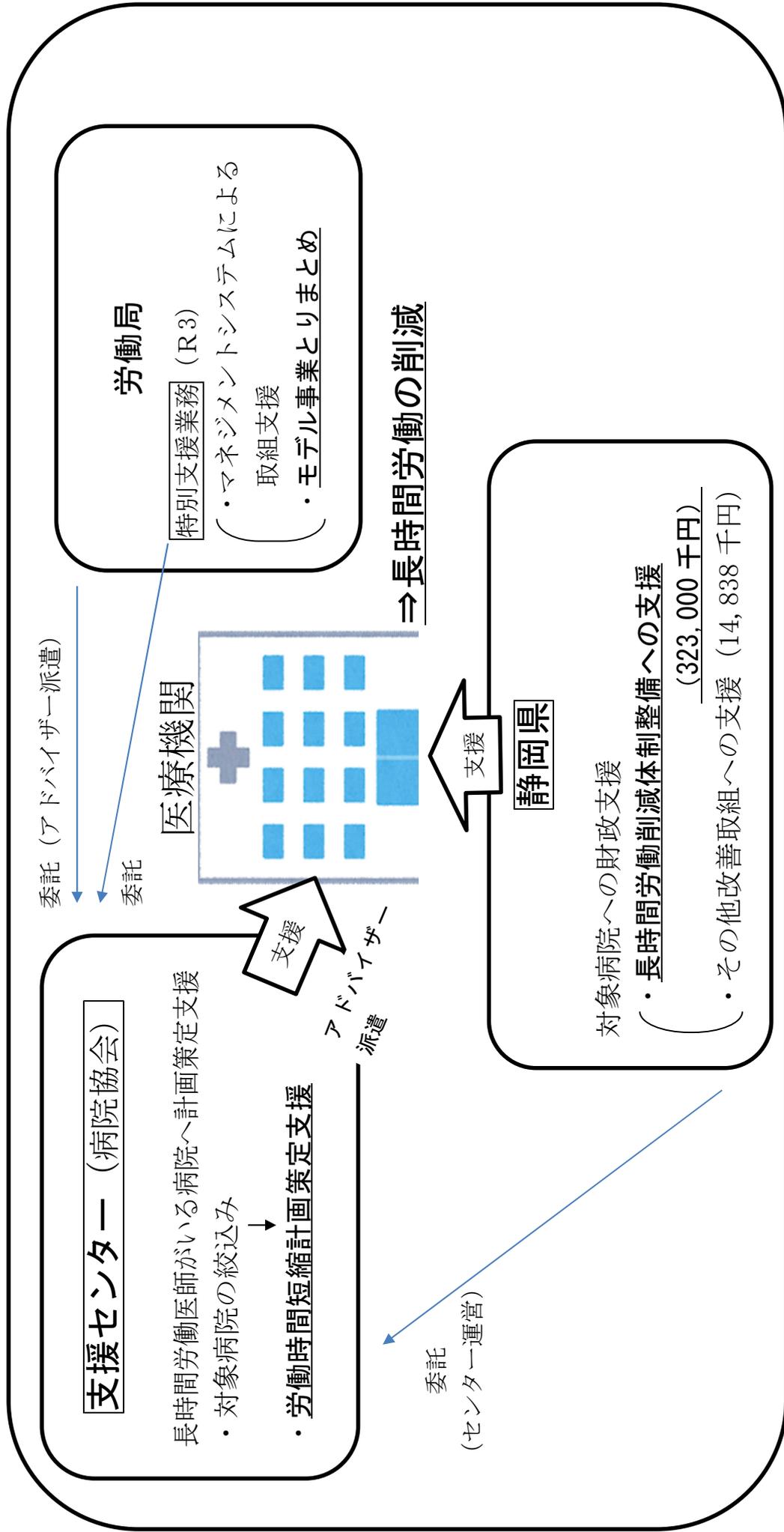
医療審議会

- ・医対協等で議論

R3年度 医療勤務環境改善の重点取組

長時間労働医師がいる病院への支援

- ・アドバイザーの重点派遣による、医師労働時間短縮計画等策定支援
- ・県補助金による、医師労働時間短縮等の取組にかかる財政支援



地域医療連携推進法人の認定結果

1 概要

静岡県医療審議会（令和3年3月23日開催）の答申を踏まえ、本県初となる「地域医療連携推進法人」を次のとおり認定した。

<法人の概要>

名 称	地域医療連携推進法人ふじのくに社会健康医療連合
代表理事	田中 一成 氏
主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区北安東四丁目27番1号
参加法人 (医療機関)	・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構（県立総合病院） ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構（桜ヶ丘病院）
医療連携推進区域	静岡市
医療連携推進業務	・ 医師の確保及び交流 ・ 医療従事者の資質向上に関する共同研修 ・ 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための参加法人間の調整
認定年月日	令和3年4月7日

2 認定後の動き

公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学が、6月21日付けで新たに当該法人に参画した。

<大学院大学が地域医療連携推進法人参加により想定される連携>

- ・ 医師確保と医師の適切な配置を通じた地域医療への貢献
- ・ 参加施設の医師を含む研究員等の交流
- ・ 共同研究の実施（臨床現場の利用、データの開示・提供）
- ・ 県立総合病院の図書館等、研究施設の共同利用

第1回地域医療構想調整会議における主な意見（地域医療構想関係）

1 開催状況及び議題について

設置区域	開催状況	議題
賀茂	第1回 6月30日	【共通議題】 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度病床機能報告結果の概要 地域医療介護総合確保基金 医療機関における勤務環境改善 【各圏域個別議題】 <ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携推進法人（駿東田方） 病床機能分化促進事業費補助金（駿東田方、静岡） 賀茂医療圏における今後の医療提供体制の在り方について（賀茂） 有床診療所病床設置（特例適用診療所）
熱海伊東	書面開催	
駿東	第1回 7月2日	
三島・田方	第1回 7月2日	
富士	書面開催	
静岡	第1回 7月14日	
志太榛原	書面開催	
中東遠	書面開催	
西部	書面開催	

2 第1回調整会議における主な意見等

①令和2年度病床機能報告について

- 回復期が減少することを問題視している人もいるが、現在ある病床をどのように使うかは地域で考えるべき。
- 各医療機関にとっては、救急医療体制、医師の確保が急務。各医療機関の取組を地域で共有していければよい。
- コロナの影響で病床がひっ迫し、コロナ以外の救急患者の受入れを病院に断られたケースがいくつか発生している。必要病床数の考え方を再検討するべき。

②医療機関における勤務環境改善

- 救急対応における当直体制が取れないため、不安が大きい。
- 診療科ごとに時短計画を作らなければならないところが問題。
- 総合診療ではなく、産婦人科や小児科を扱う病院はどのように対応していくのか、教えてほしい。

③賀茂医療圏における今後の医療提供体制の在り方について（賀茂）

- 人口減少は仕方がないこと。一部の病院に手術や専門医療を集約し、その他の病院は総合診療的な役割を担うなど、機能分化を進めていく必要がある。

令和2年度病床機能報告の集計結果の状況

(医療局医療政策課)

1 病床機能報告制度について（医療法第30条の13）

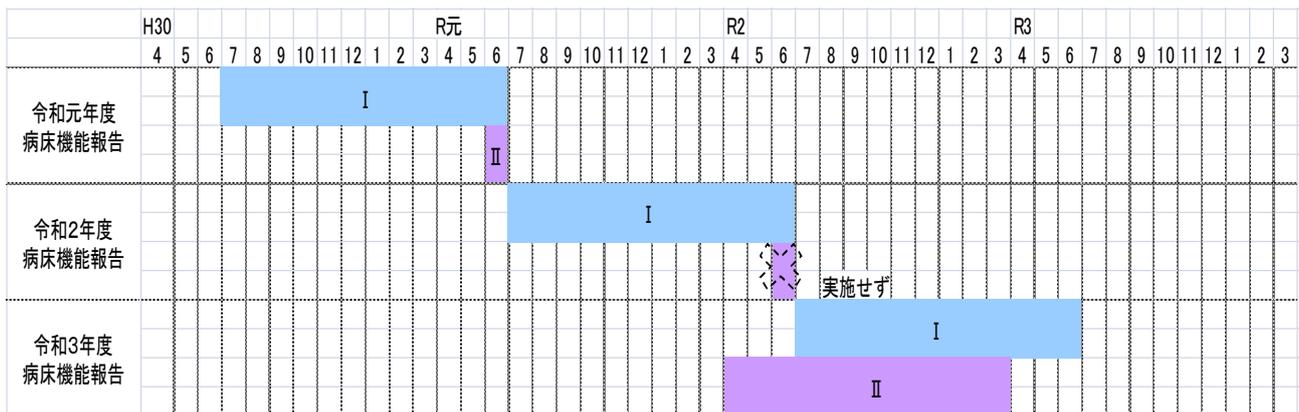
地域医療構想の推進に当たり、各医療機関が担っている医療機能の現状を把握し、医療機関の自主的な取組を促すため、医療機関がその有する病床（一般病床及び療養病床）の機能区分、構造設備、人員配置等に関する項目及び具体的な医療の内容に関する項目を都道府県に報告する制度が平成26年から施行された。

都道府県には、報告事項の公表義務があり、県医療政策課ホームページで公表するとともに、地域医療構想調整会議等における協議に活用する。

2 令和2年度の病床機能報告対象の変更について

- 令和元年度病床機能報告までは、診療実績に係る調査（Ⅱ）について、「当年6月診療分」の1ヶ月分の診療実績を報告することになっていたが、厚労省通知により、令和3年度病床機能報告からは「前年4月から3月診療分」の1年分の実績を月別に振り分けて報告することとなり、報告対象期間が重複することから、令和2年度病床機能報告では調査（Ⅱ）は実施しないとされた。
- 静岡方式によるデータ分析については、診療実績（手術数・放射線治療数・化学療法数）のデータがなく、適正な判定ができないことから、令和2年度分病床機能報告については静岡方式による分析は行わない。

<令和元～3年度「病床機能報告」報告対象期間イメージ図>



※Ⅰ：医療機能、入院患者数、人員配置等に係わる調査

Ⅱ：診療実績（手術件数等）に係わる調査

3 令和2年度報告結果について

(1) 報告状況（R元年度比）

区分	内容
報告対象	294 施設(▲12) (病院:140(▲2)、有床診療所:154 (▲10))
報告率	100%

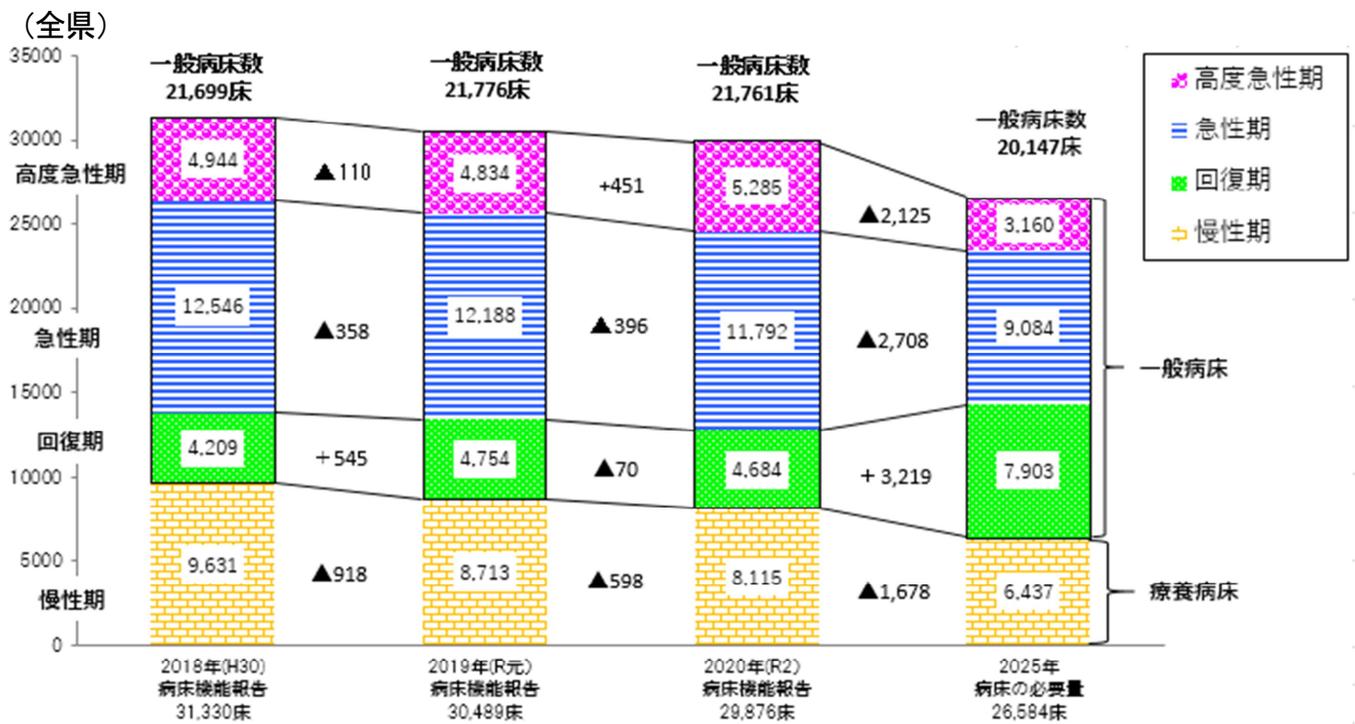
(2) 過去3年間の病床数の推移と地域医療構想における病床の必要量との比較(稼働病床ベース)

○一般病床(高度急性期、急性期、回復期)

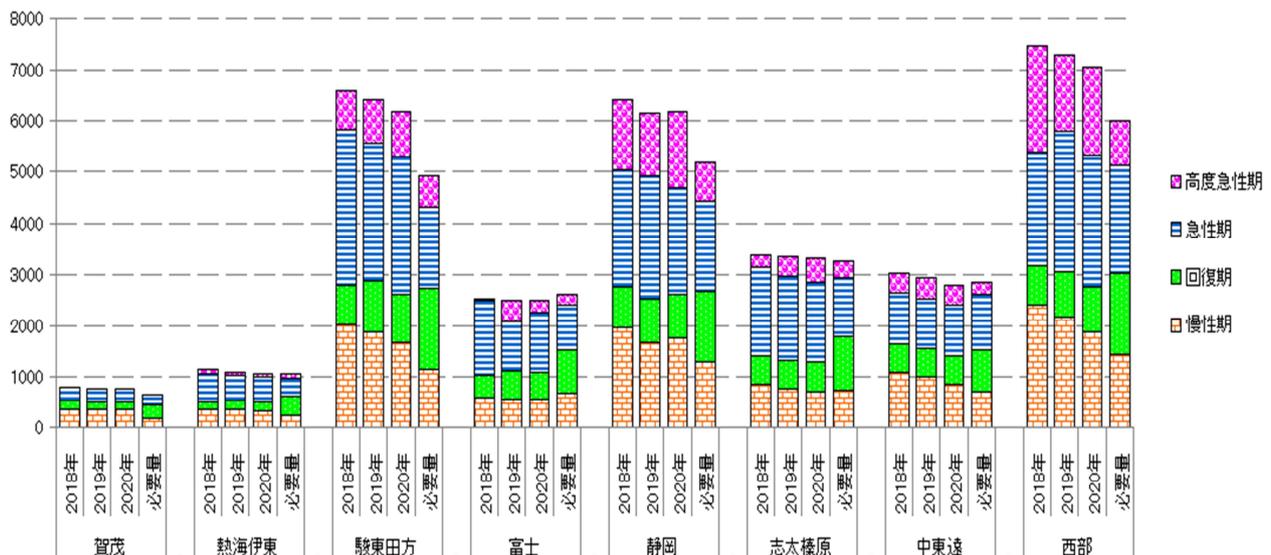
- ・2025年病床の必要量と比較すると、病床数自体に大きな乖離はない。
- ・高度急性期、急性期、回復期の割合は18%、39%、16%と令和元年度病床機能報告と同様の傾向であった。病床数で見ると、高度急性期のみ増加し、急性期、回復期については減少している。
- ・病床の必要量と稼働病床数がほぼ均衡している賀茂、熱海伊東、富士、志太榛原、中東遠区域では、機能分化・転換を進めるとともに、非稼働病棟(病床)の活用を促進していく。

○療養病床(慢性期)

- ・2025年病床の必要量と比較すると、病床数自体に大きな乖離はない。
- ・慢性期の割合は27%と令和元年度病床機能報告と同様の傾向であり、病床数で見ると減少している。
- ・病床の必要量と稼働病床数が乖離している駿東田方、静岡、西部区域については、機能分化や病院間の連携を進めていくとともに、慢性期から介護医療院への転換を促進していく。



(構想区域別)



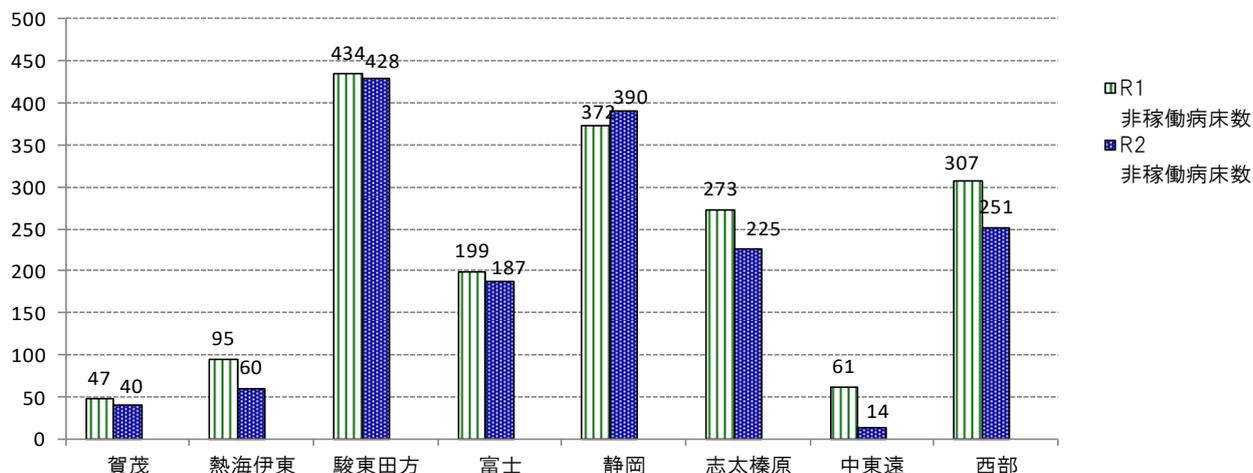
(3) 構想区域別の状況と構成比（稼働病床ベース）

構想区域	医療機能	病床機能報告				病床の必要量		比較	
		2019年 (R1)		2020年 (R2)		2025年		2019⇔2020	2020⇔2025
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比		
県全体	高度急性期	4,834	16%	5,285	18%	3,160	12%	451	▲ 2,125
	急性期	12,188	40%	11,792	39%	9,084	34%	▲ 396	▲ 2,708
	回復期	4,754	13%	4,684	16%	7,903	30%	▲ 70	3,219
	慢性期	8,713	31%	8,115	27%	6,437	24%	▲ 598	▲ 1,678
	計	30,489		29,876		26,584		▲ 613	▲ 3,292
賀茂	高度急性期	0	0%	0	0%	20	3%	0	20
	急性期	257	34%	256	33%	186	28%	▲ 1	▲ 70
	回復期	154	20%	160	21%	271	41%	6	111
	慢性期	353	46%	353	46%	182	28%	0	▲ 171
	計	764		769		659		5	▲ 110
熱海伊東	高度急性期	64	6%	64	6%	84	8%	0	20
	急性期	491	45%	498	47%	365	34%	7	▲ 133
	回復期	174	16%	161	15%	384	36%	▲ 13	223
	慢性期	354	33%	329	31%	235	22%	▲ 25	▲ 94
	計	1,083		1,052		1,068		▲ 31	16
駿東田方	高度急性期	861	12%	869	14%	609	12%	8	▲ 260
	急性期	2,689	49%	2,684	43%	1,588	32%	▲ 5	▲ 1,096
	回復期	1,006	12%	954	15%	1,572	32%	▲ 52	618
	慢性期	1,876	28%	1,665	27%	1,160	24%	▲ 211	▲ 505
	計	6,432		6,172		4,929		▲ 260	▲ 1,243
富士	高度急性期	405	16%	260	10%	208	8%	▲ 145	▲ 52
	急性期	963	39%	1,153	46%	867	33%	190	▲ 286
	回復期	557	22%	538	21%	859	33%	▲ 19	321
	慢性期	555	22%	555	22%	676	26%	0	121
	計	2,480		2,506		2,610		26	104
静岡	高度急性期	1,249	20%	1,506	24%	773	15%	257	▲ 733
	急性期	2,398	39%	2,067	33%	1,760	34%	▲ 331	▲ 307
	回復期	849	14%	846	14%	1,370	26%	▲ 3	524
	慢性期	1,664	27%	1,772	29%	1,299	25%	108	▲ 473
	計	6,160		6,191		5,202		31	▲ 989
志太榛原	高度急性期	374	11%	468	14%	321	10%	94	▲ 147
	急性期	1,652	49%	1,565	47%	1,133	35%	▲ 87	▲ 432
	回復期	566	17%	586	18%	1,054	32%	20	468
	慢性期	757	23%	705	21%	738	23%	▲ 52	33
	計	3,349		3,324		3,246		▲ 25	▲ 78
中東遠	高度急性期	388	13%	388	14%	256	9%	0	▲ 132
	急性期	987	34%	997	36%	1,081	38%	10	84
	回復期	561	19%	563	20%	821	29%	2	258
	慢性期	988	34%	847	30%	698	24%	▲ 141	▲ 149
	計	2,924		2,795		2,856		▲ 129	61
西部	高度急性期	1,493	20%	1,730	24%	889	15%	237	▲ 841
	急性期	2,751	38%	2,572	36%	2,104	35%	▲ 179	▲ 468
	回復期	887	12%	876	12%	1,572	26%	▲ 11	696
	慢性期	2,166	30%	1,889	27%	1,449	24%	▲ 277	▲ 440
	計	7,297		7,067		6,014		▲ 230	▲ 1,053

(4) 非稼働病床の状況

- ・令和2年度報告における非稼働病床数（1,595床）は、昨年度（1,788床）と比較して193床減少している。
- ・今後、病棟ごとの状況についても調整会議で情報共有を図り、協議を促していく。

※非稼働病床：1年間入院実績のない病床



(5) 介護保険施設等への移行予定状況

- ・2025年時点において「介護保険施設等へ移行予定」とした医療機関は8施設、計392床。
- ・内訳は、医療療養病床59床、介護療養病床284床、一般病床49床となっており、移行予定先では「介護医療院」が最も多くなっている。

圏域	医療機関名	2020年7月1日時点（許可病床数）			2025年7月1日時点 移行予定先
		医療療養 病床	介護療養 病床	一般病床	
熱海伊東	熱海ゆとりあの郷診療所	17	0	17	介護医療院
熱海伊東 小計		17	0	17	
駿東田方	伊豆慶友病院	47	47	0	介護医療院
	富士小山病院	60	0	60	介護医療院
駿東田方 小計		107	47	60	
富士	中根クリニック	7	0	7	その他
駿東田方 小計		7	0	7	
静岡	静岡瀬名病院	180	0	180	介護医療院
静岡 小計		180	0	180	
中東遠	富士ヶ丘内科	19	0	19	介護医療院
中東遠 小計		19	0	19	
西部	浜名病院	44	0	44	介護医療院
	天竜厚生会第二診療所	18	12	6	介護医療院
西部 小計		62	12	6	
県計		392	59	49	

参考：本県における介護医療院の開設状況（令和3年3月末現在）

- ・本県では令和3年3月末現在、22施設1,854床が開設している。
- ・転換元は、介護療養病床1,174床、医療療養病床440床、介護療養型老人保健施設（転換老健）240床となっている。

所在市町	名 称	人員基準	開設年月日	転換元	療養床数
浜松市	介護医療院 有玉病院	I型	H30. 6. 1	介護療養病床	58床
浜松市	介護医療院 西山ナーシング	I型	H30. 8. 1	介護療養病床	164床
浜松市	湖東ケアセンター	I型	H30. 9. 1	介護療養型老人保健施設（転換老健）	60床
浜松市	天竜すざかけ病院・介護医療院	II型	H30. 10. 1	医療療養病床	55床
浜松市	介護医療院浜北さくら台	I型	H30. 11. 1	介護療養病床	54床
函南町	介護医療院 伊豆平和病院	II型	H30. 11. 1	介護療養病床 医療療養病床	60床
袋井市	介護医療院 袋井みつかわ病院	I型	H31. 2. 1	介護療養病床 医療療養病床	101床
浜松市	介護医療院 有玉病院	I型	H31. 4. 1	医療療養病床	55床
浜松市	和恵会医療院	II型	H31. 4. 1	介護療養型老人保健施設（転換老健）	80床
御殿場市	神山復生病院介護医療院	II型	H31. 4. 1	医療療養病床	40床
焼津市	駿河西病院 介護医療院	I型	R元. 6. 1	医療療養病床	50床
掛川市	掛川東病院 介護医療院	I型	R元. 6. 1	医療療養病床	50床
静岡市	静岡広野病院 介護医療院	I型	R元. 10. 1	介護療養病床	198床
裾野市	東名裾野病院 介護医療院	I型	R 2. 4. 1	医療療養病床	48床
御殿場市	富士山麓病院 介護医療院	II型	R 2. 4. 1	介護療養病床 医療療養病床	158床
磐田市	白梅豊岡病院 介護医療院	I型	R 2. 4. 1	介護療養病床	50床
掛川市	掛川北病院 介護医療院	I型	R 2. 4. 1	介護療養病床	100床
浜松市	介護医療院 湖東病院	I型	R 2. 4. 1	介護療養病床	169床
浜松市	介護医療院 西山病院	I型	R 2. 4. 1	介護療養病床	113床
浜松市	和恵会ケアセンター	I型	R 2. 4. 1	介護療養型老人保健施設（転換老健）	100床
湖西市	浜名病院 介護医療院	I型	R 2. 8. 1	介護療養病床	44床
伊豆市	伊豆慶友病院 介護医療院	I型	R 2. 8. 1	医療療養病床	47床
計	22施設				1,854床

（I型：介護療養病床相当、II型：老健施設相当以上）

地域医療介護総合確保基金（医療分）

1 地域医療介護総合確保基金の概要

趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> 病床の機能分化・連携、在宅医療の推進、医療従事者の確保、医師の勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題 ⇒消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として都道府県に基金設置（H26年条例制定） 都道府県計画を作成し、この計画に基づいて事業を実施
負担割合	国2／3、都道府県1／3（法定負担率）

2 令和2年度執行状況

（単位：千円）

区 分		積立額 (a)	執行額 (b)	差引※ (a-b)	未執行額 (R2年度末累計)
I	病床機能分化・連携推進	577,316	327,674	249,642	3,281,789
II	在宅医療推進	217,759	191,750	26,009	815,080
IV	医療従事者の確保	1,122,864	1,044,536	78,328	1,362,277
VI	医師の勤務環境の改善	322,392	62,882	259,510	259,510
医療分計		2,240,331	1,626,842	613,489	5,718,656

※差引での余剰分は、国配分額の減少や配分時期の遅れに対応できる財源として計画的に確保し、有効に活用。不足の場合、過去の未執行分から充当

3 令和3年度内示状況

○国からの指示に基づき、過年度財源の計画的な執行を踏まえた額を要望
→令和3年度の事業計画額は、今回配分額及び過年度財源を活用して、執行見込

（単位：千円）

区 分		要望額 (a)	内示額 (b)	差引 (b-a)	事業計画 予定額 (c)	過年度財源 充当額 (c-b)
I	病床機能分化・連携推進	0 <small>(全額未執行分から利用)</small>	0	0	739,967	739,967
I-②	病床再編支援(R3新規)	各医療機関様への調査結果を基に調整中				0
II	在宅医療推進	236,715	234,247	▲2,468	434,890	200,643
IV	医療従事者の確保	1,117,073	1,105,875	▲11,198	1,443,122	337,247
VI	医師の勤務環境の改善	322,392	322,392	0	323,000	608
医療分計		1,676,180	1,662,514	▲13,666	2,940,979	1,278,465

4 今後の予定

時 期	令和3年度事業	令和4年度事業
8月	国内示（8月10日） ⇒事業執行	事業提案募集（9/8締切）
9月		
10月～3月	事業所管課と提案団体との調整 ⇒事業化に向けた県予算要求作業	

疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関（令和3年7月）

1 がん

医療機関の役割	集学的治療	ターミナルケア		
		病院	診療所	薬局
施設数	26	8	193	666

2 脳卒中

医療機関の役割	救急医療	身体機能を回復させる リハビリテーション	生活の場における 療養支援
施設数	29	57	271

3 心筋梗塞等の心血管疾患

医療機関の役割	救急医療
施設数	24

4 糖尿病

医療機関の役割	専門治療・ 急性増悪時治療
施設数	37

5 肝炎

医療機関の役割	専門治療
施設数	28

6 救急医療

医療機関の役割	初期救急	第2次救急	第3次救急	救急告示病 院・診療所
施設数	34	56	11	76

7 災害医療

医療機関の役割	救命		応援派遣		
	災害拠点 病院	救護病院	DMAT 指定病院	応援班設置病院	
				普通班	精神科班
施設数	23	85	23	38	7

8 へき地医療

医療機関の役割	へき地診療	へき地診療の支援医療		
		へき地医療 拠点病院	救命救急センター 高度救命救急センター	ドクターヘリ 基地病院
施設数	<u>30</u>	<u>8</u>	11	2

9 周産期医療

医療機関の役割	正常分娩	産科救急受入	地域周産期	総合周産期
施設数	<u>91</u>	7	10	3

10 小児医療（小児救急医療を含む。）

医療機関の役割	初期小児 救急医療	入院小児 救急医療	小児救命 救急医療	小児 専門医療	高度小児 専門医療
施設数	32	27	12	25	1

11 精神疾患

医療機関の役割	精神科 救急医療 基幹病院	精神科 救急医療 輪番病院	精神科 救急医療 後方支援病院	身体合併症治療	認知症疾患医 療センター
施設数	4	6	1	<u>28</u>	15

医療機関の役割	統合失調症	うつ病・躁うつ 病、産後うつ病	依存症	PTSD	高次脳機能障害
施設数	<u>36</u>	<u>59</u>	<u>10</u>	<u>26</u>	<u>49</u>

医療機関の役割	摂食障害	てんかん	自殺対策	児童・思春期精 神疾患
施設数	<u>30</u>	<u>53</u>	<u>38</u>	<u>22</u>

異 動 状 況（令和2年8月～令和3年7月）

1 がん

医療機関の役割	集学的治療	ターミナルケア		
		病院	診療所	薬局
令和2年7月末現在	27	7	192	759
追加		1	23	227
削除	1		22	320
令和3年7月末現在	26	8	193	666

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	削除	集学的治療	静岡	JA静岡厚生連静岡病院
1	追加	ターミナルケア（病院）	富士	川村病院
1	追加	ターミナルケア（診療所）	賀茂	上河津診療所
2	追加	ターミナルケア（診療所）	富士	安どうクリニック
3	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	青山医院
4	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	つどいのおかクリニック
5	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	服部クリニック
6	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	松浦内科
7	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	松成内科クリニック
8	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	八木循環器内科
9	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	坂井クリニック
10	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	医療法人財団はるたか会 あおぞら診療所しずおか
11	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	医療法人福恵会 東新田福地診療院
12	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	大谷はざまクリニック
13	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	水谷脳神経外科クリニック
14	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	清水城西クリニック
15	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	中之郷クリニック
16	追加	ターミナルケア（診療所）	静岡	医療法人社団 兼寿会松下医院
17	追加	ターミナルケア（診療所）	志太榛原	かわさきクリニック
18	追加	ターミナルケア（診療所）	志太榛原	本川根診療所
19	追加	ターミナルケア（診療所）	志太榛原	片岡医院
20	追加	ターミナルケア（診療所）	志太榛原	島田サニーメディカル
21	追加	ターミナルケア（診療所）	志太榛原	しまだ城西クリニック
22	追加	ターミナルケア（診療所）	西部	ひらいで消化器・内視鏡クリニック
23	追加	ターミナルケア（診療所）	西部	浜松あおぞらクリニック
1	削除	ターミナルケア（診療所）	賀茂	いなずさ診療所
2	削除	ターミナルケア（診療所）	駿東田方	白石医院
3	削除	ターミナルケア（診療所）	駿東田方	遠藤医院
4	削除	ターミナルケア（診療所）	駿東田方	西方外科医院
5	削除	ターミナルケア（診療所）	駿東田方	遠藤クリニック

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
6	削除	ターミナルケア（診療所）	富士	宮沢内科医院
7	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	吉永医院
8	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	岡外科胃腸科医院
9	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	秋山クリニック
10	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	石井内科医院
11	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	北村医院内科・眼科
12	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	近藤医院
13	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	まつとみクリニック
14	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	東静岡クリニック
15	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	浦島メディカルクリニック
16	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	たんぽぽ診療所
17	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	平野医院
18	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	梅ヶ島診療所
19	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	原田医院
20	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	飯山内科クリニック
21	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	城西クリニック
22	削除	ターミナルケア（診療所）	静岡	佐々木ハートクリニック
1	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	（有）ゆがの薬局本店
2	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	ひまわり薬局松崎店
3	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	あおば薬局
4	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	みなと薬局 下賀茂店
5	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	ヒカリ薬局 高馬店
6	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	今井浜薬局
7	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	上河津薬局
8	追加	ターミナルケア（薬局）	賀茂	ウエルシア薬局西伊豆仁科店
9	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	有限会社高橋薬局
10	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	うさぎ薬局岡店
11	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	うさぎ薬局和田店
12	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	ほりの薬局瓶山店
13	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	アサカ薬局
14	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	みらい薬局
15	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	うさぎ薬局 下多賀店
16	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	株式会社 秋本薬局
17	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	株式会社前島照子薬局
18	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	今木薬局
19	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	あすなろ薬局
20	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	ウエルシア薬局伊東宝町店
21	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	おおぞら薬局荻店
22	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	ウエルシア薬局熱海中央店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
23	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	ウエルシア薬局ラスカ熱海店
24	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	たま薬局 熱海店
25	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	うさぎ薬局 宇佐美店
26	追加	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	うさぎ薬局広野店
27	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	うさぎ薬局大岡店
28	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	株式会社渡辺薬品店ワタナベ薬局錦町店
29	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	たんぼぼ薬局
30	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ひかり薬局沼津北口店
31	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ヨシムラ薬局
32	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	おひさま薬局
33	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	つばさ薬局裾野店
34	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	岩下薬局江間店
35	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	アクア薬局
36	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	函南鈴木薬局
37	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	うさぎ薬局 修善寺店
38	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	アリス薬局今沢店
39	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	メイプル薬局 三島東町店
40	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	共創未来 春の木薬局
41	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	永井薬局
42	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	さくら薬局 沼津庄栄店
43	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	むすび薬局
44	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ウエルシア薬局伊豆修善寺店
45	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	はあと薬局伊豆長岡店
46	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	アリス薬局八幡通り店
47	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ウエルシア薬局ルピア函南店
48	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	函南ベリー薬局
49	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	小島薬局 岡宮在宅店
50	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ウエルシア薬局 伊豆長岡駅前店
51	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ながいずみ薬局
52	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	日本調剤 伊豆長岡薬局
53	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	さの薬局長伏
54	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	田方薬局
55	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	薬局だいち下土狩店
56	追加	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	中土狩薬局
57	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	このみ薬局富士店
58	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	さくら薬局
59	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ひまわり薬局松本店
60	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	あさひ薬局
61	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	薬局マツモトキョシ富士吉原SC店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
62	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	はなまる薬局がっこう前店
63	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	アクア薬局田子の浦店
64	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	メイプル薬局前田町店
65	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	メイプル薬局 五貫島店
66	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	イオン薬局 イオンスタイル富士宮
67	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	なの花薬局 矢立町店
68	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	メイプル薬局松本店
69	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	メイプル薬局 今泉店
70	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	日本調剤蒲原薬局
71	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	うさぎ薬局 高島店
72	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	杏林堂薬局 富士松岡店
73	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ウエルシア薬局富士水戸島店
74	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ウエルシア薬局富士荒田島店
75	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	アイセイ薬局富士天間店
76	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	杏林堂薬局富士厚原店
77	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ふじやま薬局
78	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ウエルシア薬局富士木の宮店
79	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	メイプル薬局蓼原店
80	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	大村薬局
81	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	小島薬局緑ヶ丘店
82	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	メイプル薬局 永田町店
83	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ウエルシア薬局富士松野店
84	追加	ターミナルケア（薬局）	富士	ウエルシア薬局富士広見店
85	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	あい・ハート薬局 渋川店
86	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	アイセイ薬局清水富士見店
87	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	アイリス薬局 北安東店
88	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	アケボノ薬局
89	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡安東店
90	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	オアシス薬局
91	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	おおつぼ薬局
92	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	このみ薬局駿河店
93	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	さくらんぼ薬局
94	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	すずらん薬局 曲金店
95	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	すずらん薬局 沓谷店
96	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	すずらん薬局由比店
97	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	とまと薬局 はとりパーク店
98	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	みとみどう薬局
99	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	わかくさ薬局唐瀬店
100	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	杏林堂薬局 静岡千代田店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
101	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	杏林堂薬局 静岡大坪店
102	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	杏林堂薬局瀬名川店
103	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	清水市民薬局
104	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	東海道薬局
105	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	南矢部薬局
106	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	日本調剤桜ヶ丘薬局
107	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	木の下町薬局
108	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	薬局メディスン 中田みなみ店
109	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	有限会社ひじり薬局
110	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	有限会社やまうち薬局相生町店
111	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	グリーン薬局
112	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	すみれ薬局
113	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	平和堂薬局
114	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	清水調剤薬局 桜ヶ丘店
115	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	たんぼぼ薬局静岡日赤前店
116	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	宮城薬局
117	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ユーアイ薬局
118	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	杏林堂薬局 清水三保店
119	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡柳町店
120	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡東新田店
121	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡みずほ店
122	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡丸子店
123	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡中吉田店
124	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡中原店
125	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡川合店
126	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡中田店
127	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 清水高部店
128	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 清水興津店
129	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 清水三保店
130	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 清水下野店
131	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡駅アスティ店
132	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	V・drug 駿河敷地薬局
133	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	アイン薬局 丸子店
134	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	アイン薬局 長谷通店
135	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡水落店
136	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 静岡沓谷店
137	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局 清水長崎店
138	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	中川薬局 小鹿店
139	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	とうかい薬局⇒あい・ハート薬局城北店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
140	追加	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡下川原店
141	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ウエルシア薬局 藤枝駿河台店
142	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ウエルシア薬局藤枝青葉町店
143	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	エムハート薬局ふじえだ北店
144	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	クローバー薬局
145	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	げんき薬局
146	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	フラワー薬局初倉店
147	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ゆう薬局
148	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	りぼん薬局東町店
149	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	わかば薬局
150	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	成岡薬局井口店
151	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	アイン薬局 小石川町店
152	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ウエルシア薬局 島田道悦店
153	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	えきまえ薬局
154	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さくら薬局 藤枝高柳店
155	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さくら薬局 藤枝大手店
156	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さくら薬局焼津西小川店
157	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さくら薬局藤枝駅前店
158	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	サンエイ薬局 こがわ店
159	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	なごみ薬局
160	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	プラスエム薬局瀬古店
161	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	嘉十薬局
162	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	吉田南薬局
163	追加	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	六合ひがし薬局
164	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あい薬局
165	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	エール薬局 豊田店
166	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	エール薬局 立野店
167	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	エムハート薬局オオサカヤ店
168	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	エムハート薬局長谷店
169	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	とつか薬局
170	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	なかはら薬局
171	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	なかはら薬局 池新田店
172	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	なかはら薬局浜岡店
173	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ひまわり薬局
174	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	プラム薬局
175	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	まめお薬局
176	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	みつは薬局
177	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	よこの薬局
178	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	杏林堂薬局 西貝塚店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
179	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	杏林堂薬局掛川葛ヶ丘店
180	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	健康第一薬局
181	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	南山堂薬局横須賀店
182	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あすか薬局 磐田南店
183	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あすか薬局大坂店
184	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	このみ薬局 掛川インター店
185	追加	ターミナルケア（薬局）	中東遠	健康第一薬局 富士見町店
186	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	アイセイ薬局コスモス店
187	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	アイセイ薬局湖東店
188	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	アイセイ薬局三方原店
189	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	あすなろ薬局
190	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	アトム薬局
191	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	あるぷす薬局 上島本店
192	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	アंक薬局
193	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	ウエルシア薬局 浜松医大前店
194	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	クリエイト薬局 浜松南浅田店
195	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	さくら薬局浜松幸店
196	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	ささがせ薬局
197	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	つづき薬局
198	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	フタバ薬局
199	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	やくろう薬局
200	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	ヤマグチ薬局
201	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	やまと薬局三和店
202	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	わかくさ薬局
203	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局 遠州病院前店
204	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局 於呂店
205	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局 小豆餅店
206	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局エキマチ店
207	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局姫街道店
208	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局和田店
209	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	四季平安堂薬局
210	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	初生薬局
211	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	半田町薬局
212	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局フォーリア小池店
213	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	あおい薬局住吉店
214	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	アクト薬局 上島店
215	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	あるぷす薬局於呂店
216	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	さかえ薬局
217	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	さんさん薬局

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
218	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	ひらの薬局
219	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	レイズ佐久間薬局
220	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	渥美薬局
221	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局 新津店
222	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局 浜北店
223	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局 有玉南町店
224	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局上島駅前店
225	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局新居店
226	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	西ヶ崎グリーン薬局
227	追加	ターミナルケア（薬局）	西部	大阪堂薬局 和合店
1	削除	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	うさぎ薬局
2	削除	ターミナルケア（薬局）	熱海伊東	みつばち薬局
3	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	あゆざわ薬局
4	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	アリス薬局平井店
5	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	うさぎ薬局長泉店
6	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	うちだ薬局
7	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	グリーンドラッグ原田薬局
8	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	グリーン薬局三島泉町店
9	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	くるみ薬局
10	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	さかい薬局
11	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	さかい薬局江原店
12	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	諏訪薬局月ヶ瀬店
13	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ツイキ薬局長泉町店
14	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	つばさ薬局
15	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	つばさ薬局今沢店
16	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ナメリ薬局
17	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ハックドラッグ西沢田薬局
18	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	原田薬局広小路店
19	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ファーマライズ薬局萩原店
20	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ベル薬局
21	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ポプラ薬局中土狩店
22	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ももの木薬局
23	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	ヤマガタ薬局
24	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	わいわい薬局
25	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	一隆堂薬局西添町店
26	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	小池薬局
27	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	小野薬局
28	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	徳永薬局長泉店
29	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	有限会社あやめ薬局

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
30	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	有限会社サトウ薬局
31	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	有限会社ミス薬局西条店
32	削除	ターミナルケア（薬局）	駿東田方	有限会社大洋堂薬局
33	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	アイン薬局 富士中央店
34	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	アサヒ薬局富士中央店
35	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	アリス薬局富士店
36	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	うさぎ薬局荒田島店
37	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	エムハート薬局浅間本町店
38	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	クオール薬局富士永田町店
39	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	くるみ薬局
40	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	ハックドラッグ川成島薬局
41	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	ハックドラッグ荒田島薬局
42	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	ハロー薬局富士店
43	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	ヒカリ薬局富士店
44	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	ひまわり薬局神田川店
45	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	福聚薬局
46	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	ポプラ薬局西小泉店
47	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	まごころ薬局津田店
48	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	メディオ薬局宮島店
49	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	メディオ薬局弓沢町店
50	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	メディオ薬局水戸島店
51	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	メディオ薬局西宮島店
52	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	メディオ薬局西町店
53	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	メディオ薬局米之宮店
54	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	薬局クリニカルファーマシー
55	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	有限会社厚原薬局
56	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	レジオン薬局矢立町店
57	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	佐藤薬局
58	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	田子浦薬局浅間町店
59	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	富士中央薬局
60	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	緑ヶ丘薬局
61	削除	ターミナルケア（薬局）	富士	鈴木薬局
62	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	あいらんど調剤薬局新川店
63	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡安倍口店
64	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡若松町店
65	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局新静岡セノバ店
66	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局清水横砂店
67	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局清水下野店
68	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局清水興津店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
69	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局清水高部店
70	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局清水三保店
71	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局清水秋吉町店
72	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡みずほ店
73	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡葵の森店
74	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡駅アスティ店
75	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡丸子店
76	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡呉服町店
77	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡松富店
78	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡川合店
79	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡中吉田店
80	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡中原店
81	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡中田店
82	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡東新田店
83	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡柳町店
84	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ウエルシア薬局静岡用宗店
85	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	おおた薬局
86	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	たんぽぽ薬局静岡日赤前店
87	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	つくし薬局
88	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	なの花薬局静岡中町店
89	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	ミネ薬局
90	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	メディオ薬局宮加三店
91	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	メディオ薬局中田本町店
92	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	わかくさ薬局唐瀬店
93	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	伊藤薬局
94	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	株式会社みつま薬局
95	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	宮城薬局
96	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	金沢薬局
97	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	山喜薬局稲川店
98	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	中川薬局小鹿店
99	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	日本調剤葵タワー薬局
100	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	日本調剤桜ヶ丘薬局
101	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	日本調剤清水駅前薬局
102	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	薬局メディスン安西店
103	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	きずな薬局曲金店
104	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	トマス薬局
105	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	フラワー薬局中田店
106	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	メディオ薬局丸子店
107	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	メディオ薬局長谷通店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
108	削除	ターミナルケア（薬局）	静岡	杏林堂薬局小鹿店
109	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	アイン薬局島田店
110	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	アマノ薬局
111	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	いかるみ薬局
112	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ウエルシア薬局藤枝高洲店
113	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ウエルシア薬局藤枝上藪田店
114	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	エムハート薬局こがわ店
115	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	エムハート薬局たじり店
116	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	エムハート薬局六合店
117	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	オオイ薬局
118	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さらら薬局稲荷
119	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	クライン薬局
120	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	クリエイト薬局焼津小土店
121	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さくら薬局藤枝水上店
122	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	サンエイ薬局青島店
123	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	シーガル薬局
124	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	チシン薬局フローラ店
125	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ナカジマ薬局静岡島田店
126	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ハロー薬局
127	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	ふくち薬局
128	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	フラワー薬局高柳店
129	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	フラワー薬局大富店
130	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	まつおか薬局
131	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	メディオ薬局駅前三丁目店
132	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	メディオ薬局岡部内谷店
133	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	やまざき薬局
134	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	レジオン薬局根岸町店
135	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	レジオン薬局神戸店
136	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	愛清館薬局
137	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	元島田薬局
138	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	香川薬局
139	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	焼津のぞみ薬局
140	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	仁科薬局新屋店
141	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	仁科薬局大井川店
142	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	赤木薬局小川店
143	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	大覚寺薬局
144	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	大津薬局
145	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	有限会社チシン薬局
146	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	さらら駅前3丁目薬局

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
147	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	きらら薬局高洲
148	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	きらら薬局大手
149	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	コヤマ薬局
150	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	まつおか薬局上長尾店
151	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	メディオ薬局小石川町店
152	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	株式会社東京薬局
153	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	三栄薬局大井川店
154	削除	ターミナルケア（薬局）	志太榛原	赤木薬局藤枝店
155	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あけぼの薬局
156	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あさひ薬局
157	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あすか薬局袋井南店
158	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	あすか薬局大坂店
159	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	おおくぼ薬局
160	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	オオサカヤ薬局
161	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	オオサカヤ薬局長谷店
162	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	オガワ薬局
163	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	かものはし薬局
164	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	くじら薬局
165	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	グッド薬局国府台店
166	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	グッド薬局竜洋店
167	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	こち薬局
168	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ダリヤいわた薬局
169	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ナガイ薬局
170	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ハロー薬局下山梨店
171	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ハロー薬局豊田北店
172	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ヒロオカ薬局
173	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ファミリー薬局二之宮
174	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	フラワー薬局城下店
175	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	フラワー薬局本郷店
176	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	フラワー薬局駅南店
177	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	フラワー薬局成滝店
178	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	まるや薬局
179	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	みのり薬局
180	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	もりもり薬局
181	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	レジオン薬局杉谷店
182	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ワダ薬局小笠店
183	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	杏林堂薬局菊川病院前店
184	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	株式会社クレファール あおば薬局
185	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	株式会社スギ薬局掛川プラザ店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
186	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	株式会社南山堂南山堂薬局横須賀店
187	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	久井屋薬局加茂店
188	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	久井屋薬局本店
189	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	小西薬局かも店
190	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	新町薬局
191	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	新野薬局
192	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	森町センター薬局
193	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	親切堂薬局
194	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	水野薬局
195	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	袋井センター薬局
196	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	大正薬局新横須賀店
197	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	大誠堂薬局
198	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	中田屋薬局
199	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	田中薬局
200	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	南山堂薬局駅通り店
201	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	白羽薬局
202	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	民生堂薬局浅羽店
203	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	木の香薬局
204	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	薬局カワムラファーマシー
205	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	有限会社スズキ薬局
206	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	有限会社フラワー薬局下俣店
207	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	有限会社ブリケンコーポレーションひばり下山梨薬局
208	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	有限会社健康第一薬局
209	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	有限会社国府台薬局
210	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	有限会社小嶋薬局
211	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	緑薬局太田(南)西田店
212	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	緑薬局太田(南)袋井店
213	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ききょう薬局菊川店
214	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	そうごう薬局菊川店
215	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ハヤシ薬局
216	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	まごころ薬局浜岡店
217	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	ミキ薬局
218	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	杏林堂薬局磐田市立病院前店
219	削除	ターミナルケア（薬局）	中東遠	城之崎薬局
220	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	アイリス薬局
221	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	アイン薬局浜松住吉店
222	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	あい薬局向宿店
223	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	あい薬局天王店

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
224	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	あおい薬局 入野店
225	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	あおぞら薬局
226	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	あしたば薬局
227	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	エンゼル薬局
228	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	おろファミリー薬局
229	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	カトレア薬局
230	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	きぶねファミリー薬局
231	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	このみ薬局
232	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	さかえ薬局
233	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	さくら薬局
234	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	さつき薬局
235	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	しかたに薬局
236	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	シミズ薬局
237	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ショーワ薬局
238	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	すみれ薬局引佐店
239	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	たかはし薬局
240	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	チューリップ湖西薬局
241	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	つばさ薬局
242	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ハーバル薬局
243	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ハロー薬局根上り松店
244	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ハロー薬局小豆餅店
245	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ハロー薬局坪井店
246	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ハロー薬局東田町店
247	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	はんど薬局
248	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ひかる薬局
249	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ひくま薬局
250	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ファーマライズ薬局三方原店
251	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ファーマライズ薬局浜松中央店
252	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ファーマライズ薬局浜松店
253	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ファミリー薬局
254	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	フレンド薬局
255	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ペンギン薬局
256	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ポピー薬局
257	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ホルト薬局
258	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ホワイト薬局

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
259	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	まごころ薬局下江町店
260	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	まごころ薬局入野店
261	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ミキ薬局
262	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ミント薬局
263	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	めぐ薬局
264	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	ゆうゆう薬局
265	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	リード調剤薬局
266	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	レモン薬局寺脇店
267	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	わかば薬局
268	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局ピーワンプラザ天王店
269	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局引佐店
270	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局佐鳴湖南店
271	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局三方原聖隷前店
272	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局志都呂店
273	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局新居店
274	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局西伊場店
275	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局西鹿島駅前店
276	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局芳川店
277	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局名塚店
278	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	杏林堂薬局労災病院前店
279	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	瓜内薬局
280	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	駅の薬局
281	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	岡田薬局
282	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	湖西グリーン薬局
283	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	弘済堂薬局
284	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	三方原みなみ薬局
285	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	子安薬局
286	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	寿光堂黒柳薬局
287	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	助信駅前薬局
288	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	新橋薬局
289	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	前堀薬局
290	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	倉地薬局
291	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	早川薬局
292	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	大幸薬局
293	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	大石薬局

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
294	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	第一すずき薬局
295	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	中央ガイド薬局
296	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	天竜あきは薬局
297	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	日本調剤中島町薬局
298	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	入野薬局
299	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	馬郡薬局
300	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	浜松センター薬局
301	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	浜松東部センター薬局
302	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	木の香薬局舘塚店
303	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	木俣薬局
304	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局 王寿
305	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局アザレア三方原店
306	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局フォーリア
307	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局フォーリア内野店
308	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局フォーリア野口店
309	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局フォーリア雄踏店
310	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	薬局フォーリア和合店
311	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社マルトク薬局
312	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社ミノヤ薬局
313	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社快生薬局
314	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社袴田薬局
315	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社高町薬局
316	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社三ヶ日調剤センター
317	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	有限会社大野薬局
318	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	緑薬局太田(有)三方原店
319	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	鷺津薬局メディックス
320	削除	ターミナルケア（薬局）	西部	あるぶす薬局 原島店

2 脳卒中

医療機関の役割	救急医療	身体機能を回復させる リハビリテーション	生活の場における 療養支援
令和2年7月末現在	28	62	277
追加	1	4	25
削除		9	31
令和3年7月末現在	29	57	271

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	追加	救急医療	志太榛原	社会医療法人駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院
1	追加	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	瀬尾記念慶友病院
2	追加	身体機能を回復させるリハビリテーション	静岡	静岡市立静岡病院
3	追加	身体機能を回復させるリハビリテーション	静岡	静岡リウマチ整形外科リハビリ病院
4	追加	身体機能を回復させるリハビリテーション	志太榛原	榛原総合病院
1	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	賀茂	伊豆今井浜病院
2	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	沼津市立病院
3	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	医療法人社団親和会西島病院
4	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	医療法人社団青虎会フジ虎ノ門整形外科病院
5	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	順天堂大学医学部附属静岡病院
6	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	独立行政法人国立病院機構静岡医療センター
7	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	駿東田方	伊豆慶友病院
8	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	静岡	松成内科クリニック
9	削除	身体機能を回復させるリハビリテーション	志太榛原	駿河西病院
1	追加	生活の場における療養支援	賀茂	上河津診療所
2	追加	生活の場における療養支援	駿東田方	鈴木医院
3	追加	生活の場における療養支援	静岡	清水城西クリニック
4	追加	生活の場における療養支援	静岡	中之郷クリニック
5	追加	生活の場における療養支援	静岡	青山医院
6	追加	生活の場における療養支援	静岡	つどいのおかクリニック
7	追加	生活の場における療養支援	静岡	服部クリニック
8	追加	生活の場における療養支援	静岡	八木循環器内科
9	追加	生活の場における療養支援	静岡	大川診療所
10	追加	生活の場における療養支援	静岡	ひびのクリニック
11	追加	生活の場における療養支援	静岡	坂井クリニック
12	追加	生活の場における療養支援	静岡	医療法人財団はるたか会 あおぞら診療所しずおか
13	追加	生活の場における療養支援	静岡	静岡曲金クリニック
14	追加	生活の場における療養支援	静岡	とやまクリニック
15	追加	生活の場における療養支援	静岡	水谷脳神経外科クリニック
16	追加	生活の場における療養支援	静岡	五十嵐医院
17	追加	生活の場における療養支援	静岡	医療法人社団 兼寿会松下医院

18	追加	生活の場における療養支援	志太榛原	中山クリニック
19	追加	生活の場における療養支援	志太榛原	本川根診療所
20	追加	生活の場における療養支援	中東遠	内山循環器内科
21	追加	生活の場における療養支援	中東遠	吉岡クリニック
22	追加	生活の場における療養支援	中東遠	たなか循環器内科クリニック
23	追加	生活の場における療養支援	中東遠	あかばね腎・泌尿器クリニック
24	追加	生活の場における療養支援	西部	中込クリニック
25	追加	生活の場における療養支援	西部	浜松あおぞらクリニック
1	削除	生活の場における療養支援	駿東田方	伊豆長岡小児クリニック
2	削除	生活の場における療養支援	駿東田方	桜井内科クリニック
3	削除	生活の場における療養支援	駿東田方	永野医院
4	削除	生活の場における療養支援	駿東田方	勝呂医院
5	削除	生活の場における療養支援	駿東田方	いづの里クリニック
6	削除	生活の場における療養支援	駿東田方	杉山医院（清水町）
7	削除	生活の場における療養支援	富士	川上内科医院
8	削除	生活の場における療養支援	静岡	中川内科・小児科医院
9	削除	生活の場における療養支援	静岡	岡外科胃腸科医院
10	削除	生活の場における療養支援	静岡	北村医院 内科・眼科
11	削除	生活の場における療養支援	静岡	医療法人社団若葉会宮下医院
12	削除	生活の場における療養支援	静岡	ごんクリニック
13	削除	生活の場における療養支援	静岡	玉川診療所
14	削除	生活の場における療養支援	静岡	佐々木内科循環器科
15	削除	生活の場における療養支援	静岡	塩川八幡ヒルズクリニック
16	削除	生活の場における療養支援	静岡	脇理一郎クリニック
17	削除	生活の場における療養支援	静岡	ふかさわ消化器科・内科
18	削除	生活の場における療養支援	静岡	まはえクリニック
19	削除	生活の場における療養支援	静岡	秋山クリニック
20	削除	生活の場における療養支援	静岡	飯室クリニック
21	削除	生活の場における療養支援	静岡	わたなべクリニック
22	削除	生活の場における療養支援	静岡	こじまクリニック内科・循環器科
23	削除	生活の場における療養支援	静岡	浦島クリニックくすのき
24	削除	生活の場における療養支援	志太榛原	藤枝南クリニック
25	削除	生活の場における療養支援	志太榛原	青島北クリニック
26	削除	生活の場における療養支援	志太榛原	高木内科医院
27	削除	生活の場における療養支援	志太榛原	たぐちクリニック
28	削除	生活の場における療養支援	志太榛原	齋藤医院
29	削除	生活の場における療養支援	志太榛原	かなや訪問診療所
30	削除	生活の場における療養支援	西部	平良内科
31	削除	生活の場における療養支援	西部	中田島クリニック

3 心筋梗塞等の心血管疾患

医療機関の役割	救急医療
令和2年7月末現在	26
追加	
削除	2
令和3年7月末現在	24

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	削除	救急医療	駿東田方	独立行政法人国立病院機構静岡医療センター
2	削除	救急医療	静岡	静岡市立清水病院

4 糖尿病

医療機関の役割	専門治療・急性増悪時治療
令和2年7月末現在	36
追加	2
削除	1
令和3年7月末現在	37

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	追加	専門治療・急性増悪時治療	静岡	静岡県立こども病院
2	追加	専門治療・急性増悪時治療	志太榛原	焼津市立総合病院
1	削除	専門治療・急性増悪時治療	駿東田方	独立行政法人国立病院機構静岡医療センター

5 肝炎

医療機関の役割	専門治療
令和2年7月末現在	28
追加	
削除	
令和3年7月末現在	28

6 救急医療

医療機関の役割	初期救急	第2次救急	第3次救急	救急告示病院・診療所
令和2年7月末現在	34	56	11	75
追加				1
削除				
令和3年7月末現在	34	56	11	76

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	追加	救急告示病院・診療所	西部	医療法人社団綾和会浜松南病院

7 災害医療

医療機関の役割	救命		応援派遣		
	災害拠点病院	救護病院	DMAT指定病院	応援班設置病院	
				普通班	精神科班
令和2年7月末現在	23	85	23	38	7
追加					
削除					
令和3年7月末現在	23	85	23	38	7

8 へき地医療

医療機関の役割	へき地診療	へき地診療の支援医療		
		へき地医療拠点病院	救命救急センター 高度救命救急センター	ドクターヘリ 基地病院
令和2年7月末現在	29	7	11	2
追加	1	1		
削除				
令和3年7月末現在	30	8	11	2

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	追加	へき地診療・へき地医療拠点病院	志太榛原	社会医療法人駿甲会コミュニティーホスピタル甲賀病院

9 周産期医療

医療機関の役割	正常分娩	産科救急受入	地域周産期	総合周産期
令和2年7月末現在	92	7	10	3
追加	2			
削除	3			
令和3年7月末現在	91	7	10	3

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	追加	正常分娩	富士	ふじの宮助産院
2	追加	正常分娩	中東遠	ティアラウィメンズクリニック
1	削除	正常分娩	駿東田方	岩端医院
2	削除	正常分娩	駿東田方	ごとうレディースクリニック
3	削除	正常分娩	富士	小田部産婦人科医院

10 小児医療(小児救急医療も含む。)

医療機関の役割	初期小児救急医療	入院小児救急医療	小児救命救急医療	小児専門医療	高度小児専門医療
令和2年7月末現在	32	27	12	25	1
追加					
削除					
令和3年7月末現在	32	27	12	25	1

11 精神疾患

医療機関の役割	精神科救急医療 基幹病院	精神科救急医療 輪番病院	精神科救急医療 後方支援病院	身体合併症治療	認知症疾患医療 センター
令和2年7月末現在	4	6	1	14	15
追加				15	
削除				1	
令和3年7月末現在	4	6	1	28	15

医療機関の役割	統合失調症	うつ病・躁うつ病、産後うつ病	依存症	PTSD	高次脳機能障害
令和2年7月末現在	33	57	8	24	40
追加	3	2	2	3	13
削除				1	4
令和3年7月末現在	36	59	10	26	49

医療機関の役割	摂食障害	てんかん	自殺対策	児童・思春期 精神疾患
令和2年7月末現在	24	44	34	16
追加	8	9	4	6
削除	2			
令和3年7月末現在	30	53	38	22

・医療機関の異動

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
1	追加	身体合併症	賀茂	河津浜病院
2	追加	身体合併症	熱海伊東	佐藤病院
3	追加	身体合併症	駿東田方	沼津中央病院
4	追加	身体合併症	駿東田方	ふれあい沼津ホスピタル
5	追加	身体合併症	富士	富士市立中央病院
6	追加	身体合併症	富士	富士心身リハビリテーション研究所附属病院
7	追加	身体合併症	静岡	県立総合病院
8	追加	身体合併症	静岡	静岡徳洲会病院
9	追加	身体合併症	中東遠	磐田市立総合病院
10	追加	身体合併症	中東遠	服部病院
11	追加	身体合併症	中東遠	川口会病院
12	追加	身体合併症	西部	神経科浜松病院
13	追加	身体合併症	西部	浜北さくら台病院
14	追加	身体合併症	西部	精神科・神経科浜北病院
15	追加	身体合併症	西部	遠江病院
1	削除	身体合併症	浜松	浜松医療センター
1	追加	統合失調症	賀茂	河津浜病院
2	追加	統合失調症	富士	聖明病院
3	追加	統合失調症	静岡	日本平病院
1	追加	うつ病・躁うつ病	熱海伊東	南あたま第一病院
2	追加	うつ病・躁うつ病	静岡	日本平病院
1	追加	依存症	賀茂	ふれあい南伊豆ホスピタル
2	追加	依存症	駿東田方	三島森田病院
1	追加	PTSD	駿東田方	三島森田病院
2	追加	PTSD	中東遠	川口会病院
3	追加	PTSD	西部	佐鳴湖病院
1	削除	PTSD	駿東田方	沼津中央病院
1	追加	高次脳機能障害	賀茂	下田メディカルセンター
2	追加	高次脳機能障害	賀茂	伊豆東部病院
3	追加	高次脳機能障害	賀茂	熱川温泉病院
4	追加	高次脳機能障害	駿東田方	芹沢病院
5	追加	高次脳機能障害	駿東田方	リハビリテーション中伊豆温泉病院
6	追加	高次脳機能障害	駿東田方	三島森田病院

No	種類	医療機関の役割	圏域	名称
7	追加	高次脳機能障害	富士	富士いきいき病院
8	追加	高次脳機能障害	静岡	静岡赤十字病院
9	追加	高次脳機能障害	静岡	静岡富沢病院
10	追加	高次脳機能障害	静岡	静岡リハビリテーション病院
11	追加	高次脳機能障害	中東遠	豊田えいせい病院
12	追加	高次脳機能障害	西部	浜松南病院
13	追加	高次脳機能障害	西部	北斗わかば病院
1	削除	高次脳機能障害	富士	大富士病院
2	削除	高次脳機能障害	静岡	静岡徳洲会病院
3	削除	高次脳機能障害	志太榛原	藤枝駿府病院
4	削除	高次脳機能障害	中東遠	服部病院
1	追加	摂食障害	駿東田方	沼津市立病院
2	追加	摂食障害	駿東田方	三島森田病院
3	追加	摂食障害	駿東田方	静岡医療センター
4	追加	摂食障害	静岡	重症心身障害児施設つばさ静岡
5	追加	摂食障害	中東遠	豊田えいせい病院
6	追加	摂食障害	中東遠	川口会病院
7	追加	摂食障害	西部	佐鳴湖病院
8	追加	摂食障害	西部	浜松南病院
1	削除	摂食障害	駿東田方	伊豆慶友病院
2	削除	摂食障害	富士	南富士病院
1	追加	てんかん	賀茂	下田メディカルセンター
2	追加	てんかん	賀茂	伊豆東部病院
3	追加	てんかん	駿東田方	三島森田病院
4	追加	てんかん	駿東田方	静岡医療センター
5	追加	てんかん	富士	鷹岡病院
6	追加	てんかん	静岡	静岡徳洲会病院
7	追加	てんかん	静岡	日本平病院
8	追加	てんかん	西部	浜松医療センター
9	追加	てんかん	西部	浜松南病院
1	追加	自殺対策	賀茂	河津浜病院
2	追加	自殺対策	富士	南富士病院
3	追加	自殺対策	静岡	日本平病院
4	追加	自殺対策	西部	佐鳴湖病院
1	追加	児童・思春期精神疾患	駿東田方	伊豆医療福祉センター
2	追加	児童・思春期精神疾患	駿東田方	三島森田病院
3	追加	児童・思春期精神疾患	富士	南富士病院
4	追加	児童・思春期精神疾患	静岡	静岡赤十字病院
5	追加	児童・思春期精神疾患	志太榛原	焼津市立総合病院
6	追加	児童・思春期精神疾患	西部	浜松医療センター

医療審議会関係法令（抄）

医療法（抄）

第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令（抄）

（都道府県医療審議会）

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

静岡県医療審議会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(議 長)

第2条 会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

2 会長に事故があるときは、医療法施行令（昭和23年10月27日政令第326号。以下「政令」という。）第5条の18第4項の規定により、会長の職務を代理する委員（当審議会においては「副会長」という。）が議長となる。

(招 集)

第3条 審議会の会議は、政令第5条の20第1項の規定により会長が招集する。ただし、委員改選後最初の審議会は、静岡県健康福祉部長が招集する。

2 前項の会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び議案を委員に通知しなければならない。

3 会議は、公開とする。ただし、公開することにより、特定の者に利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるとき、又は、円滑若しくは公正な審議会の運営に著しい支障を及ぼすおそれのあるときは、会長の承諾により非公開とすることができる。

(説明又は意見の聴取)

第4条 議長は、必要と認めるときは、審議会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

(医療法人部会)

第5条 この審議会に医療法人部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員5名で組織する。

3 部会は、医療法人に関する事項を審議する。ただし、部会長が特に重要と認めた事項は、審議会において審議する。

4 部会の決議は、審議会の決議とみなす。

5 部会で決議した事項は、次の審議会において報告しなければならない。

6 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録)

第6条 審議会は、議事録を備えておかななければならない。

2 前項の議事録は、公開するものとする。ただし、第3条第3項ただし書の会議に係るものについては、非公開とする。

3 第1項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 出席した県の職員の氏名
- (4) 会議に付した事項
- (5) 議事の経過の要点
- (6) その他議長が必要と認めた事項

4 第1項の議事録には、議長、議長の指名した委員及び議事録の調製者が署名しなければならない。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉部医療政策課において処理する。

附 則

この規程は、昭和61年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 9 年 5 月 23 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 10 年 9 月 16 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 11 年 6 月 22 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 15 年 3 月 11 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。